

産業廃棄物収集運搬業
特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可申請等の手引き

令和5年1月
福島県

目 次

<u>I</u>	<u>はじめに</u>	1
<u>II</u>	<u>申請書等の受付窓口</u>	2
<u>III</u>	<u>新規・更新・変更許可申請</u>	4
<u>IV</u>	<u>新規・更新・変更許可申請書の記載要領</u>	11
<u>V</u>	<u>添付書類の記載要領</u>	19
<u>VI</u>	<u>PCB廃棄物関係書類について</u>	28
<u>VII</u>	<u>優良認定申請及び記載要領</u>	29
<u>VIII</u>	<u>変更・廃止届出</u>	35
<u>IX</u>	<u>変更・廃止届出の記載要領</u>	37
<u>X</u>	<u>許可証再交付申請</u>	39
<u>XI</u>	<u>許可証再交付申請の記載要領</u>	40
	<u>添付書類等チェックリスト</u>	41
	<u>様式集</u>	43

I はじめに

1 この手引きは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく（特別管理）産業廃棄物処分業の許可申請、変更及び廃止届出並びに許可証再交付申請について、申請者及び届出者が当該申請及び届出の事務を円滑に実施できることを目的に作成したものです。

2 この手引きでは、法令名称を以下のとおり略して使用しています。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 → 法
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 → 施行令
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 → 施行規則

Ⅱ 申請書等の受付窓口

申請書及び届出書の提出に当たっては、必ず事前に受付窓口に電話でご予約ください。

受付窓口は、申請される方の所在地等により、以下のとおりとなります。

①福島県内に本社、廃棄物に関する業務を行う事務所及び営業所等（以下「事務所等」という。）を置かない方

受付窓口	所在地・連絡先	管轄地域
福島県 生活環境部 産業廃棄物課	〒960-8670 福島市杉妻町2-16（西庁舎10階） 電話：024-521-7264	福島県以外の各都道府県

②福島県に本社を置く方→本社の所在する地域を管轄する地方振興局

③福島県外に本社を置き、県内に事務所等を置く方→主たる事業事務所等を所在する地域を管轄する地方振興局

受付窓口	所在地・連絡先	管轄地域
県北地方振興局 県民環境部 環境課	〒960-8670 福島市杉妻町2-16（北庁舎4階） 電話：024-521-2722	福島市 二本松市 伊達市 本宮市 伊達郡 安達郡
県中地方振興局 県民環境部 環境課	〒963-8540 郡山市麓山1-1-1 電話：024-935-1502	郡山市 須賀川市 田村市 岩瀬郡 石川郡 田村郡
県南地方振興局 県民環境部 環境課	〒961-0971 白河市昭和町269 電話：0248-23-1421	白河市 西白河郡 東白川郡
会津地方振興局 県民環境部 環境課	〒965-8501 会津若松市追手町7-5 電話：0242-29-3908	会津若松市 喜多方市 耶麻郡 河沼郡 大沼郡
南会津地方振興局 県民環境部 県民環境課	〒967-0004 南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277-1 電話：0241-62-2061	南会津郡
相双地方振興局 県民環境部 環境課	〒975-0031 南相馬市原町区錦町1-30 電話：0244-26-1237	南相馬市 相馬市 相馬郡 双葉郡
いわき地方振興局 県民部 県民生活課	〒970-8026 いわき市平字梅本15 電話：0246-24-6203	いわき市

※提出部数に関してはP7をご覧ください。

【注意】

福島市、郡山市及びいわき市は中核市となっており、それぞれの市の管轄区域のみを営業区域とする場合や、それぞれの市の所管区域内で積替え保管行為を行う場合は、下記のそれぞれの市役所の廃棄物担当課にお問い合わせください。

中核市問い合わせ窓口	所在地・連絡先
福島市 環境部 廃棄物対策課	〒960-8601 福島市五老内町 3-1 電話：024-529-5266
郡山市 生活環境部 3R推進課	〒963-8601 郡山市朝日 1-23-7 電話：024-924-2181
いわき市 生活環境部 廃棄物対策課	〒970-8686 いわき市平字梅本 21 電話：0246-22-7604

Ⅲ 新規・更新・変更許可申請

1 申請書

申請の区分に応じ、次のいずれかの申請書を提出してください。

記載方法に関しては「Ⅳ 新規・更新・変更許可申請書の記載要領」を確認いただき書類を作成してください。

申請区分【申請書第1面～第3面】	記載要領
産業廃棄物収集運搬業許可申請（新規又は更新）	P11
産業廃棄物収集運搬業の事業範囲変更許可申請	P13
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請（新規又は更新）	P15
特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業範囲変更許可申請	P16

※ 収集運搬業の内容に変更が生じた場合、必要な手続きは以下のとおりです。

変更内容	必要な手続き
事業の範囲（追加）	事業範囲変更許可申請
事業の範囲（一部廃止）	変更届出
氏名又は名称並びに申請者の住所	
代表者（役職変更等によるもの）	
役員、株主、使用人等	
事務所及び事業場の所在地	
車両、船舶	廃止届出
事業の範囲（全部廃止）	

2 添付書類

(1) 添付書類について

添付書類は次のとおりです。申請の区分や申請の内容に応じて必要な書類が異なるので、「Ⅴ 添付書類の記載要領」を確認の上、書類を作成・添付してください。

添付書類	備考	記載要領
1 事業計画の概要（添付書類第1面） ① 予定運搬先業者の許可証の写し ② 事業計画に係る収集運搬業許可証の写し		P19
2 運搬施設の概要（添付書類第2面）		P19
3 積替施設又は保管施設の概要（添付書類第3面）	積替え保管行為を含む場合に添付	P20
4 収集運搬業務の具体的な計画（添付書類第4面）		P20
5 産業廃棄物の発生工程	変更許可に係る品目については添付	P20
6 環境保全措置の概要（添付書類第5面）		P20

7	運搬車両の写真、運搬船舶の写真（添付書類第6面） 運搬容器等の写真（添付書類第7面）	※更新又は変更許可申請であって直近の許可の申請内容から変更しない場合は省略可。	P21
8	本社及び事務所等の位置図及び見取り図		P21
9	運搬車両の駐車場の見取り図及び配置図		P21
10	自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項等	※更新又は変更許可申請であって直近の許可の申請内容から変更しない場合は省略可。	P21
11	駐車場に使用する土地の登記事項証明書	※更新又は変更許可申請であって直近の許可の申請内容から変更しない場合は省略可。	P22
12	（公財）日本産業廃棄物処理振興センターの実施する講習会修了証の写し		P22
13	業務経歴書（様式第1号）		P22
14	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法（添付書類第8面）		P23
15	決算報告書	過去3年間分を添付	P23
16	資産に関する調書（添付書類第9面）	個人申請者のみ添付。	P23
17	納税証明書		P23
18	定款又は寄附行為	法人申請者のみ添付。	P23
19	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	3か月以内に発行されたものを添付。法人申請者のみ添付。	P24
20	申請者の住民票の写し及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等	3か月以内に発行されたものを添付。先行許可証を使用する場合は省略可	P24
21	法定代理人の住民票の写し及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等	3か月以内に発行されたものを添付。先行許可証を使用する場合は省略可	P24
22	法人役員の住民票の写し及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等	3か月以内に発行されたものを添付。先行許可証を使用する場合は省略可	P24
23	発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者の住民票	3か月以内に発行されたものを添付。先行許可証を使用す	P24

	の写し及び登記事項証明書等若しくは法人の登記事項証明書	る場合は省略可	
24	令第6条の10に規定する使用人の住民票の写し及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等	3か月以内に発行されたものを添付。 先行許可証を使用する場合は省略可	P25
25	誓約書（添付書類第10面）		P25
26	添付書類の省略に関する書類（様式第2号）	省略のない場合は添付不要	P25
27	先行許可証の写し	先行許可証利用時に添付。	P26
28	委任状	行政書士が代理人として申請する場合に添付。	P26

※ PCB廃棄物関係の収集運搬に係る書類に関しては「VI PCB廃棄物関係の収集運搬に係る書類について」を、優良産廃処理業者認定制度に係る書類については「VII 優良認定申請及び記載要領」をご確認ください。

(2) 登記事項証明書等について

「精神の機能の障害により当該業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類」として、「登記事項証明書」、「医師の診断書」、「認知症に関する試験結果」等（以下、「登記事項証明書等」という。）を添付してください。

なお、「登記事項証明書」は「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」のことです。

「登記事項証明書」以外の書類（「医師の診断書」や「認知症に関する試験結果」等）を添付する場合には、次の内容を含むものとしてください。

- 診断に係る医療機関名及び医師名並びに診断日
- 精神の機能の障害の所見が認められるか否か
- 認められる場合には次の事項
 - ・ 診断名
 - ・ 認知、判断又は意思疎通について、適切に行うことができないものが認められるか否か
 - ・ 適切に行うことができないものが認められる場合には、その判定の根拠

(3) 先行許可証について

- ① 先行許可証の写しを添付し、申請の際に当該先行許可証の本証を持参することで、次の書類の添付を省略することができます。

20①	申請者の住民票の写し
②	成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等
21①	法定代理人の住民票の写し
②	成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等

22①	法人役員等の住民票の写し
②	成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等
23①	株主及び出資者の住民票の写し
②	成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等
③	法人株主及び法人出資者の法人登記事項証明書
24①	施行令に規定する使用人の住民票の写し
②	成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等

- ② 先行許可証とは、次のいずれにも該当する許可証をいいます。
- ・ (特別管理) 産業廃棄物処理業又は産業廃棄物処理施設の許可証であること。
 - ※「処理業」には「収集運搬業」及び「処分業」を含みます。
 - ・ 当該許可の日から起算して5年を経過しないもの。
 - ・ 許可証の「規則第〇条の〇第〇項の規定による許可証の提出の有無」の項が「無」とされているもの。
 - ・ 更新許可申請の場合、前回の新規又は更新許可申請に係る許可証でないこと。

3 提出部数

2部（正本1部、副本1部）提出してください。

事務所等の所在地が複数あり、その管轄が複数の地方振興局となる場合は、副本は管轄する地方振興局の数としてください。

4 申請手数料

次の金額を福島県収入証紙で納入してください。なお、証紙は申請書に不備がないことを担当の職員が確認した後で購入してください。

申請の区分	福島県収入証紙
産業廃棄物収集運搬業許可申請（新規）	81,000円
産業廃棄物収集運搬業許可申請（更新）	73,000円
産業廃棄物収集運搬業の事業範囲変更許可申請	71,000円
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請（新規）	81,000円
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請（更新）	74,000円
特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業範囲変更許可申請	72,000円

5 欠格要件に係る基準

申請者（法人の場合にはその役員を含む。）が法第14条第10項第2号に規定する欠格要件に該当しないこと。

役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

欠格要件は、次のとおりです。

① 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
※ 環境省令で定めるもの 精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
② 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
③ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
④ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの(※)若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。第 32 条の 3 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から 5 年を経過しない者
※ その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの
・ 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
・ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
・ 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）
・ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
・ 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
・ 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
・ 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成 4 年法律第 108 号）
・ ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）
・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号）
⑤ 法第 7 条の 4 第 1 項（第 4 号に係る部分を除く。）若しくは第 2 項若しくは第 14 条の 3 の 2 第 1 項（第 4 号に係る部分を除く。）若しくは第 2 項（これらの規定を第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定により許可を取り消され、その取消の日から 5 年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第 7 条の 4 第 1 項第 3 号又は第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号（第 14 条の 6 において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があつた日前 60 日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

<p>⑥ 法第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7条の2第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下⑥において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの</p>
<p>⑦ ⑥に規定する期間内に法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、⑥の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの</p>
<p>⑧ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p>
<p>⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）</p>
<p>⑩ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が、①から⑨のいずれかに該当するもの</p>
<p>⑪ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに①から⑨のいずれかに該当する者のあるもの</p>
<p>⑫ 個人で政令で定める使用人のうちに①から⑨のいずれかに該当する者のあるもの</p>
<p>⑬ 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p>

6 留意事項

以下の点に留意してください。必要書類の不足・不備がある場合、受理できないことがあります。

- (1) 申請書及び添付書類は、本手引きに添付されている様式を使用してください。（掲載URL <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16045b/haikibutsutaisaku033.html>）
- (2) 添付書類は、「V 添付書類」に従って作成するとともに、原則としてA4版の大きさとしてください。所定の様式に書き込めない場合は、別紙を用いるか又は記載スペースを広げても差し支えありません。

- (3) 申請書の綴り込みに当たっては、A4版の二穴あきファイルを使用してください。ファイルには、申請書に添付書類一覧を「添付書類等チェックリスト（P40、41）」に掲げている順に綴じてください。
- (4) 申請書の提出にあたっては、副本はすべて複写（コピー）を使用しても差し支えありません。産業廃棄物処理業関係の同時申請の場合も、正本の複写（コピー）を使用しても差し支えありません。
- (5) 申請の際には、申請書の提出者本人を確認できる書類をお持ちください。
法人の場合→名刺、社員証等
個人の場合→運転免許証、マイナンバーカード等
- (6) 申請を行政書士に委任する場合は、委任状を提出してください。
- (7) 更新の許可申請を行う際は、許可期限のおおむね2か月前に申請を行ってください。
- (8) 許可に係る標準処理期間は40日（行政機関の休日を除く。）となります。

IV 新規・更新・変更許可申請書の記載要領

1 産業廃棄物収集運搬業許可申請書(新規・更新)

【申請書第1面】

(1) 申請年月日

申請時には空欄とし、申請書に不備がないことを担当の職員が確認した後で記入してください。

(2) 申請者の住所及び氏名

- ① 法人の場合は、登記上の住所、法人の名称並びに代表者の職及び氏名を記入してください。
- ② 個人の場合は住民票上の住所及び氏名を記入してください。

(3) 事業の範囲

- ① 積替え及び保管行為の有無を記載してください。
- ② 実際に取り扱う産業廃棄物の種類のみを記載してください。
- ③ 法や政令で規定する産業廃棄物の区分のうち、取り扱うものが限定される場合は、法令で規定する産業廃棄物の次に括弧書きでその限定するものを記載してください。

- ④ 産業廃棄物収集運搬業の場合、石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の取扱いの有無を記載してください。

ア 取り扱う産業廃棄物の種類に汚泥、廃プラスチック類、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（以下「ガラスくず等」という。）又はがれき類のいずれかが含まれる場合には、石綿含有産業廃棄物の取扱いの有無を記載してください。

イ 取り扱う産業廃棄物の種類に廃プラスチック類、金属くず又はガラスくず等のいずれかが含まれる場合には、自動車等破砕物の取扱いの有無を記載してください。

ウ 取り扱う産業廃棄物の種類に汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず又はガラスくず等のいずれかが含まれる場合には、水銀使用製品産業廃棄物の取扱いの有無を記載してください。

エ 取り扱う産業廃棄物の種類に燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、銻さい又はばいじんのいずれかが含まれる場合には、水銀含有ばいじん等の取扱いの有無を記載してください。

- ⑤ 更新許可申請の場合は、既存許可の事業範囲と同じ内容で記載してください。
- ⑥ 事業範囲を増やして更新する場合（取り扱う産業廃棄物の種類を増やす場合、新たに積替え保管行為を行う場合等）は、更新許可申請とは別に事業範囲変更許可申請も必要になります。
- ⑦ 一部の事業範囲を廃止して更新する場合（取り扱う産業廃棄物の種類を減らす場合、積替え保管行為をやめる場合等）は、更新許可申請と併せて産業廃棄

物処理業変更届出書（事業の一部廃止）も提出してください。

（記載例）

- 事業の範囲：収集運搬（積替え及び保管行為を含まない。）
- 取り扱う産業廃棄物の種類：
 - ①燃え殻②汚泥③廃油④廃酸⑤廃アルカリ⑥廃プラスチック類⑦紙くず⑧木くず⑨繊維くず⑩動植物性残さ⑪動物性固形不要物⑫ゴムくず⑬金属くず⑭ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず⑮鉱さい⑯がれき類⑰動物のふん尿⑱動物の死体⑲ばいじん⑳施行令第2条第13号に掲げる廃棄物（これらのうち自動車等破砕物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、石綿含有産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
以上20種類

(4) 事務所及び事業場の所在地

- ① 事務所は、廃棄物に関する業務を行うすべての事務所を記載し、本支店の別、事務所の名称及び所在地を記入してください。
- ② 事業場は、すべての運搬車両の駐車場、積替え保管施設、中間処理施設、最終処分場等の名称及び所在地を記載してください。

(5) 事業の用に供する施設の種類及び数量

- ① 運搬車両等の種類別の台数を記載してください。
（車体の形状等の記載事項は自動車検査証等に記載されているとおりに記載してください。）
- ② 運搬容器の種類別の個数を記載してください。

(6) 積替え保管行為を行う場合は、「積替え又は保管を行う場合には、・・・」の欄に、県内（中核市を除く。）の積替え又は保管を行う施設ごとに以下の項目を記載してください。

なお、積替え及び保管行為を行わない場合は、「積替え及び保管行為は行わない。」と記載してください。

- ① 所在地
- ② 面積
- ③ 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類
- ④ 保管上限（1日当たりの平均搬出（予定）量の7日分）
- ⑤ 屋外において容器を用いずに保管する場合は、積み上げることのできる高さ（保管基準に適合する高さのうち最大の高さ）

【申請書第2面】

(7) 既に処理業（収集運搬業・処分業）の許可（他都道府県市の許可を含む。）を有している場合には、他の都道府県及び政令市分のすべての許可を記入してください。また、他の都道府県に申請中の場合には申請年月日を記載してください。

※以下(8)～(12)について、氏名等は住民票と同一の文字（旧字体等）を使用してください。

(8) 申請者

- ① 法人の場合、登記上の法人名及び住所を記載してください。
- ② 個人の場合、氏名、生年月日、本籍及び住民票上の住所（丁目・番地・号は省略しない。）を記載してください。

(9) 法定代理人

申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年である場合、その法定代理人の氏名、生年月日、本籍及び住民票上の住所（丁目・番地・号は省略しない。）を記載してください。

(10) 役員（申請者が法人である場合）

法人の場合には、法第14条第5項第2号ニに規定する役員（監査役を含み、若しくは業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）の氏名、生年月日、役職名・呼称、本籍及び住民票上の住所（丁目・番地・号は省略しない。）を記載してください。

【申請書第3面】

(11) 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

- ① 発行株式の総数及び出資の額を記載してください。
- ② 該当する者の氏名（法人にあっては名称及び代表者）、生年月日、保有する株式の数又は出資の金額並びにその割合、本籍及び住民票上の住所（丁目・番地・号は省略しない。）を記載してください。

(12) 令第6条の10に規定する使用人

当該使用人がある場合、その者の氏名、生年月日、役職・呼称、本籍及び住民票上の住所（丁目・番地・号は省略しない。）を記載してください。

※令第6条の10に規定する使用人とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者である者

- ・本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- ・継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

2 産業廃棄物収集運搬業の事業範囲変更許可申請

【申請書第1面】

- (1) 申請年月日は、申請書を審査後、受理された時点で記載してください。
- (2) 申請者の住所・氏名
 - ① 法人の場合、登記上の住所、法人名並びに代表者の職及び氏名を記載してく

ださい。

② 個人の場合、住民票上の住所並びに氏名を記載してください。

(3) 許可の年月日及び許可番号

変更しようとする業の最新の許可年月日と許可番号を記載してください。

(4) 収集運搬業、処分業の区分

「収集運搬業」と、積替え及び保管行為の有無を記載してください。

(5) 産業廃棄物の種類

① 変更後の取り扱うすべての産業廃棄物の種類を記載してください。

② 産業廃棄物収集運搬業の場合、石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の取扱いの有無を記載してください。

ア 取り扱う産業廃棄物の種類に汚泥、廃プラスチック類、ガラスくず等又はがれき類のいずれかが含まれる場合には、石綿含有産業廃棄物の取扱いの有無を記載してください。

イ 取り扱う産業廃棄物の種類に廃プラスチック類、金属くず又はガラスくず等のいずれかが含まれる場合には、自動車等破砕物の取扱いの有無を記載してください。

ウ 取り扱う産業廃棄物の種類に汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず又はガラスくず等のいずれかが含まれる場合には、水銀使用製品産業廃棄物の取扱いの有無を記載してください。

エ 取り扱う産業廃棄物の種類に燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉱さい又はばいじんのいずれかが含まれる場合には、水銀含有ばいじん等の取扱いの有無を記載してください。

(6) 変更の内容

変更事項（事業の区分の変更、取り扱う産業廃棄物の種類の変更等）を記載してください。

(記載例)

取り扱う産業廃棄物の種類の追加

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類（これらのうち石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含み、自動車等破砕物を除く。）の追加

(7) 変更の理由

変更することになる理由を簡明に記載してください。

(8) 変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力

① 事業範囲の変更に伴い、事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力に変更が生じる場合は、変更に係る事業の用に供する施設について次のとおり記載してください。変更がない場合は、その旨を記載してください。

ア 運搬車両等の種類別の台数を記載してください。

（運搬車両の名称は自動車検査証に記載されているとおりに記載してください。）

イ 運搬容器の種類別の個数を記載してください。

② 新たに積替え保管行為を行う場合は、県内（中核市を除く。）の積替え又は保管を行う施設ごとに以下の項目を記載してください。

ア 所在地

イ 面積

ウ 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類

エ 保管上限（1日当たりの平均搬出（予定）量の7日分）

オ 屋外において容器を用いずに保管する場合は、積み上げることのできる高さ（保管基準に適合する高さのうち最大の高さ）

(9) 変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要
処分業に係る事項のため、空欄のままとしてください。

【申請書第2面】、【申請書第3面】

(10) 申請書第2面、申請書第3面は、（新規・更新）許可申請書（8）～（12）と同様に記載してください。

3 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書（新規・更新）

【申請書第1面】

(1) 申請年月日

申請時には空欄とし、申請書に不備がないことを担当の職員が確認した後で記入してください。

(2) 申請者の住所及び氏名

① 法人の場合は、登記上の住所、法人の名称並びに代表者の職及び氏名を記入してください。

② 個人の場合は住民票上の住所及び氏名を記入してください。

(3) 事業の範囲

① 積替え及び保管行為の有無を記載してください。

② 実際に取り扱う特別管理産業廃棄物の種類のみを記載してください。

③ 法や政令で規定される産業廃棄物の種類のほか、当該特別管理産業廃棄物に含まれる有害物質の種類等についても記載してください。

④ 更新許可申請の場合は、既存許可の事業範囲と同じ内容で記載してください。

⑤ 事業範囲を増やして更新する場合（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を増やす場合、新たに積替え保管行為を行う場合等）は、更新許可申請とは別に事業範囲変更許可申請も必要になります。

⑥ 一部の事業範囲を廃止して更新する場合（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を減らす場合、積替え保管行為をやめる場合等）は、更新許可申請と併せて特別管理産業廃棄物処理業変更届出書（事業の一部廃止）も提出してください。

(記載例)

- 事業の範囲：収集運搬（積替え及び保管行為を含まない。）
 - 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類
 - ① 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくはベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）
 - ② 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又はカドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物若しくは六価クロム化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
 - ③ 感染性産業廃棄物
- 以上3種類

(4) 事務所及び事業場の所在地

- ① 事務所は、廃棄物に関する業務を行うすべての事務所を記載し、本支店の別、事務所の名称及び所在地を記入してください。
- ② 事業場は、すべての運搬車両の駐車場、積替え保管施設、中間処理施設、最終処分場等の名称及び所在地を記載してください。

(5) 事業の用に供する施設の種類及び数量

- ① 運搬車両等の種類別の台数を記載してください。
(車体の形状等の記載事項は自動車検査証等に記載されているとおりに記載してください。)
- ② 運搬容器の種類別の個数を記載してください。

(6) 積替え保管行為を行う場合は、「積替え又は保管を行う場合には、・・・」の欄に、県内（中核市を除く。）の積替え又は保管を行う施設ごとに以下の項目を記載してください。

なお、積替え及び保管行為を行わない場合は、「積替え及び保管行為は行わない。」と記載してください。

- ① 所在地
- ② 面積
- ③ 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類
- ④ 保管上限（1日当たりの平均搬出（予定）量の7日分）
- ⑤ 屋外において容器を用いずに保管する場合は、積み上げることのできる高さ（保管基準に適合する高さのうち最大の高さ）

【申請書第2面】、【申請書第3面】

(7) 申請書第2面、申請書第3面は、産業廃棄物収集運搬業（新規・更新）許可申請書（8）～（12）と同様に記載してください。

4 特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業範囲変更許可申請書

【申請書第1面】

- (1) 申請年月日は、申請書を審査後、受理された時点で記載してください。
- (2) 申請者の住所・氏名

- ① 法人の場合、登記上の住所、法人名並びに代表者の職及び氏名を記載してください。
- ② 個人の場合、住民票上の住所並びに氏名を記載してください。
- (3) 許可の年月日及び許可番号
変更しようとする業の最新の許可年月日と許可番号を記載してください。
- (4) 収集運搬業、処分業の区分
「収集運搬業」と、積替え及び保管行為の有無を記載してください。
- (5) 特別管理産業廃棄物の種類
 - ① 変更後の取り扱うすべての特別管理産業廃棄物の種類を記載してください。
 - ② 法や政令で規定される産業廃棄物の種類のほか、当該特別管理産業廃棄物に含まれる有害物質の種類等についても記載してください。
- (6) 変更の内容
変更事項（事業の区分の変更、取り扱う産業廃棄物の種類の変更等）を記載してください。

(記入例)

取り扱う特別管理産業廃棄物に含まれる有害物質の追加
汚泥（セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）、廃油（テトラクロロエチレンを含むことのみにより有害なものに限る。）の追加

- (7) 変更の理由
変更することになる理由を簡明に記載してください。
- (8) 変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力
 - ① 事業範囲の変更に伴い、事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力に変更が生じる場合は、変更に係る事業の用に供する施設について次のとおり記載してください。変更がない場合は、その旨を記載してください。
 - ア 運搬車両等の種類別の台数を記載してください。
(運搬車両の名称は自動車検査証に記載されているとおりに記載してください。)
 - イ 運搬容器の種類別の個数を記載してください。
 - ② 新たに積替え保管行為を行う場合は、県内（中核市を除く。）の積替え又は保管を行う施設ごとに以下の項目を記載してください。
 - ア 所在地
 - イ 面積
 - ウ 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類
 - エ 保管上限（1日当たりの平均搬出（予定）量の7日分）
 - オ 屋外において容器を用いずに保管する場合は、積み上げることのできる高さ（保管基準に適合する高さのうち最大の高さ）
- (9) 変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要
処分業に係る事項のため、空欄のままとしてください。

【申請書第2面】、【申請書第3面】

- (10) 申請書第2面、申請書第3面は、産業廃棄物収集運搬業（新規・更新）許可申請書（8）～（12）と同様に記載してください。

V 添付書類の記載要領

※ 事業範囲の変更許可申請の場合は、変更後のすべての廃棄物についての事業計画とし、変更部分を明確にしてください。

1 事業計画の概要【添付書類第1面】

1. 事業の全体計画

- ① 各申請に係る廃棄物の種類、積替え及び保管行為の有無等の収集運搬業の概要について、記載してください。
- ② 事業範囲変更許可の場合は、追加する事業の範囲を明確に記載してください。

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

- ① 取り扱う産業廃棄物の種類ごとに、予定運搬量、予定排出事業者の名称、事業場所在地及び業種並びに運搬先の名称、住所を記載してください。
なお、積替え保管を行う場合には積替え保管場所の所在地を記載してください。
- ② 予定運搬先の処分業者の許可証の写しを添付してください。なお、更新許可申請の場合は省略が可能です。
- ③ 事業計画に係る収集運搬業の許可証の写しを添付してください。なお、更新許可申請の際は必ず現行の許可証の写しを添付してください。
- ④ 許可証の有効期限が切れている場合は、受理された更新申請書の写しを添付してください。
- ⑤ 福島県内の中核市の収集運搬業許可を有する場合は、当該中核市の許可証の写しを添付してください。

2 運搬施設の概要【添付書類第2面】

1. 運搬施設の概要

運搬車両、運搬船舶、事務所、駐車場、運搬容器等の状況を記載してください。

(1) 運搬車両一覧、運搬船舶一覧

- ① 運搬車両は、自動車検査証を参照して記載してください。
運搬船舶は、船籍証明書等を参照して記載してください。
- ② 「所有者又は使用者」欄には、自動車検査証の所有者の欄又は使用者の欄に申請者自身の氏名（名称）が記載されていればその氏名（名称）を記載し、記載が無ければ車両の貸主の氏名（名称）を記載してください。
- ③ 「備考」欄には、車両を所有している場合は「所有」と記載し、借用の場合は「借用」と記入してください。
船舶を所有している場合は「所有」と記載し、借用の場合は「借用」と記入して所有者名を記載してください。
- ④ 事務所の所在地及び駐車場（係留場）の所在地を記載してください。
事務所、駐車場等が複数あり、記載しきれない場合は、別紙（任意様式）を用いてすべて記載してください。

(2) その他の運搬施設の概要

運搬に際して使用する運搬容器等の名称、用途、容量、数量等を記載してください。

3 積替施設又は保管施設の概要【添付書類第3面】

積替え保管行為を含む許可申請の場合は、以下の項目について記載してください。

- ① 積替え保管施設の所在地
- ② 保管する産業廃棄物の種類ごとの保管能力
- ③ 積替え保管の方法
- ④ 施設の構造及び設備の概要
- ⑤ 排水処理設備の概要
- ⑥ 土地の概要

また、添付書類として、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書及び積替え保管施設設置場所の土地の登記事項証明書並びに当該施設の付近の見取り図を添付してください。

4 収集運搬業務の具体的な計画【添付書類第4面】

(1) 廃棄物ごとの運搬計画

収集運搬業務の具体的な事業内容として、「どの業種の排出事業所（排出現場）からどのような方法で、どこの中間処理施設（最終処分場）まで」といった運搬に係る行程を、取り扱う廃棄物ごとに記載してください。

（変更許可申請時は、変更部分を明確にして記載してください。）

(2) 業務計画

業務内容について、車両毎の用途、収集運搬業を行う時間、休業日について記載し、従業員数については、収集運搬業務に係る従業員数について記載してください。

5 産業廃棄物の発生工程

- ① 排出事業者の業種、事業内容、生産品、主要原材料、作業内容、製造工程などから、廃棄物の発生工程及び具体的な性状がわかるように記載してください。

ただし、添付書類第1面、第4面等が十分に記載されていて、その記載内容から発生工程が明らかであることが判断できるものにあつては、添付を要しません。

- ② 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（液状のもの及びシュレッターダストに限る。）、鉋さい、ばいじん及び政令第2条第13号に掲げる産業廃棄物を取り扱う場合は、製造工程図等によりその産業廃棄物の性状及び有害物質の有無の状況を詳細に記載して下さい。

なお、製造工程図等によりその産業廃棄物の性状及び有害物質の有無の状況が判断できない場合等は、試験分析表の提出を求める場合があります。

6 環境保全措置の概要【添付書類第5面】

(1) 運搬に際し講ずる措置

廃棄物ごとに、廃棄物の飛散、流出又は悪臭、騒音、振動等の生活環境保全上の対策を具体的に記載してください。

(2) 積替え保管施設において講ずる措置

① 積替え保管行為を含む許可申請の場合

積替え保管施設における廃棄物の飛散、流出又は悪臭、騒音、振動、害虫等の生活環境保全上の対策及び浸出水等による汚染防止対策を具体的に記載してください。

② 積替え保管行為を含まない許可申請の場合

「該当なし」と記載してください。

(3) その他

環境保全措置について、上記以外の特記事項があれば記載してください。

7 運搬車両の写真、運搬船舶の写真【添付書類第6面、7面】

① 運搬車両等の前面、運搬車両表示がわかる側面から撮影した写真を添付してください。既に許可を有しており、許可番号等の表示が写真から読み取りにくい場合は、表示部分を拡大した写真も添付してください。

② 運搬容器の全景がわかるように撮影した写真を添付してください。

③ 特殊な運搬車両、運搬船、その他の運搬施設及び特殊な運搬容器を使用する場合は、その構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図を添付してください。

8 本社及び事務所等の位置図及び見取り図

① 本社及び事務所の位置図

1/50,000 又は 1/25,000 程度の地形図等に朱書きで事務所の位置を明示してください。

② 本社及び事務所付近の見取り図

周辺の建物等の状況が分かる地図等に朱書きで事務所の位置を明示してください。

9 運搬車両の駐車場及び運搬船の係留場所等の付近の見取り図

① 周辺の建物の状況等がわかる地図等に朱書きで駐車場等の位置を明示してください。

本社及び事務所付近の見取り図に併せて記入できる場合は、それに記入しても構いません。

② 駐車場の敷地内の車両の配置図を添付してください。

10 自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項等

① 運搬車両の自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項

有効期限内のものを添付してください。

※ 電子車検証が発行された車両については自動車検査証の写しに代えて自動車検査証記録事項を添付してください。

② 運搬船の船籍証明書及び船舶検査証の写し

③ その他の運搬施設の所有権を証する書類

- ④ 運搬車両及び運搬船等の所有権又は使用权を有しない場合（自動車検査証の所有者又は使用者となっていない場合）は、当該施設を使用する権原を証する書類（車両使用承諾書、車両賃貸借契約書等）の写しも併せて添付してください。

11 駐車場に使用する土地の登記事項証明書

- ① 申請日以前3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。
- ② 駐車場に使用する土地の所有権を有しない場合は、土地賃貸借契約書等、当該施設を使用する権原を証する書類も併せて添付してください。
- ③ 当該土地が、駐車場としての利用が制限されている地目等の場合、別途追加資料の提出を求める場合があります。（地目が農地の場合、農地転用許可証の写し等）

12 当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類

- ① （公財）日本産業廃棄物処理振興センターが実施する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の収集運搬に関する講習会の修了証の写しを、下記の表を参考に添付してください。

		産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（収集運搬）		特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（収集運搬）	
		新規	更新	新規	更新
産業廃棄物収集運搬業	新規	○	△*	○	△*
	更新	○	○	○	○
	変更	○	○	○	○
特別管理産業廃棄物収集運搬業	新規	×	×	○	△*
	更新	×	×	○	○
	変更	×	×	○	○

※新規許可申請において、他都道府県等において許可を取得している場合は、更新講習会修了証でも代用できます。（その場合、他都道府県等の許可証の写しを添付してください。）

- ② 講習会の修了者は次に掲げる者としす。
- ア 法人においては、その代表者若しくはその業務を行う役員又は業を行おうとする区域に存する事業所の代表者（令第6条の10に規定する使用人）であること。
- イ 個人においては、本人又は業を行おうとする区域に存する事業所の代表者（令第6条の10に規定する使用人）であること。
- ③ 添付する修了証は、修了の日から、新規講習会は5年以内、更新講習会は2年以内のものであること。

13 業務経歴書【様式第1号】

事業の経歴、各都道府県における許可取得の経歴及び他の都道府県を含めた行政処分及び刑罰の経歴を年月順に記載してください。

14 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法【添付書類第8面】

- ① 事業の開始に要する資金の総額の欄については、今後1年間に必要とされる資金の総額を記入し、調達方法の欄にその資金の調達方法を記載してください。
- ② 新たな資金の必要がない場合は、「その他」の欄にその理由を記載してください。

15 決算報告書

- ① 申請者が法人である場合のみ添付してください。
- ② 過去3年間分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表を添付してください。
- ③ 新たに法人を設立するなど、過去3年間分の決算報告書が準備できない場合は、今後5年間の事業収支計画書（任意様式）を提出してください。
- ④ 経営状態が悪い場合は、追加書類の提出を求める場合があります。
※下記に追加書類の例を示しますが、下記以外のケースの場合は個別に担当窓口へご相談ください。なお、審査の過程で必要と認められた場合は、この他にも追加書類の提出を求める場合があります。

例：直前期の自己資本比率がマイナスであり、かつ直前期の経常損益及び直前3年間の経常損益の平均値が赤字の場合は以下の書類の提出を求めます。

- ・今後5年間の事業収支計画書（任意様式）
- ・事業収支計画書に基づき中小企業診断士（又は公認会計士）が作成した経営診断書（原因の分析と改善策を盛り込んだ内容として下さい。また、作成者が押印したものとするか、作成者の資格証の写しを添付してください。）

16 資産に関する調書【添付書類第9面】

- ① 申請者が個人である場合において添付してください。
- ② 固定資産証明書、銀行等の預貯金残高証明書等を添付してください。
※上記②は、申請日以前3ヶ月以内に発行されたものを添付して下さい。
なお、資産状態が悪い場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

17 納税証明書

- ① 申請者が法人の場合は、過去3年間の法人税の納税証明書（その1）を添付してください。
- ② 申請者が個人の場合は、過去3年間の所得税の納税証明書（その1）を添付してください。
※上記①、②は、申請日以前3ヶ月以内に発行されたものを添付して下さい。
- ③ 申請者が個人であって、確定申告者以外の者は、過去3年間の源泉徴収票の写しを添付してください。

18 定款又は寄附行為

- ① 申請者が法人である場合において添付してください。
- ② 定款及び登記事項証明書には、産業廃棄物の取扱いを業とする規定がある必

要があります。

19 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)

- ① 申請者が法人である場合において添付してください。
- ② 登記事項証明書は、申請日以前3ヶ月以内に発行されたものを添付して下さい。

20 申請者の住民票の写し及び登記事項証明書等

- ① 申請者が個人である場合において添付してください。
- ② 申請日以前3ヶ月以内に発行され、住民票の写し(住民票抄本)については**本籍が記載されたもので、個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの**を添付してください。
- ③ 外国人の場合は、国籍が記載されたものを添付してください。なお、外国在住の場合はパスポートの写し等の公的身分証明書類を提出してください。

21 法定代理人の住民票の写し及び登記事項証明書等

- ① 申請者が法第14条5項第2号ハに規定する未成年者である場合において、添付してください。
- ② 申請日以前3か月以内に発行され、住民票の写し(住民票抄本)については**本籍が記載されたもので、個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの**を添付してください。
- ③ 外国人の場合は、国籍が記載されたものを添付してください。なお、外国在住の場合はパスポートの写し等の公的身分証明書類を提出してください。

22 法第14条第5項第2号ニに規定する役員の住民票の写し及び登記事項証明書等

- ① 申請者が法人である場合において、法に基づく役員(監査役を含む。)のものを添付してください。

役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

- ② 申請日以前3か月以内に発行され、住民票の写し(住民票抄本)については**本籍が記載されたもので、個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの**を添付してください。
- ③ 外国人の場合は、国籍が記載されたものを添付してください。なお、外国在住の場合はパスポートの写し等の公的身分証明書類を提出してください。

23 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者の住民票の写し及び登記事項証明書等若しくは法人の登記事項証明書

- ① 該当する者が個人の場合には住民票の写し(住民票抄本)及び登記事項証明書等、法人の場合にはその法人の登記事項証明書を添付してください。
- ② 申請日以前3か月以内に発行され、住民票の写し(住民票抄本)については**本籍**

が記載されたもので、個人番号（マイナンバー）が記載されていないものを添付してください。

- ③ 外国人の場合は、国籍が記載されたものを添付してください。なお、外国在住の場合はパスポートの写し等の公的身分証明書類を提出してください。

24 施行令第6条の10に規定する使用人の住民票の写し及び登記事項証明書等

- ① 施行令第6条の10に規定する使用人がある場合において添付してください。

施行令第6条の10に規定する使用人とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者であるものが該当します。

- ① 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- ② 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

- ② 申請日以前3か月以内に発行され、住民票の写し（住民票抄本）については**本籍**が記載されたもので、個人番号（マイナンバー）が記載されていないものを添付してください。

- ③ 外国人の場合は、国籍が記載されたものを添付してください。なお、外国在住の場合はパスポートの写し等の公的身分証明書類を提出してください。

25 誓約書【添付書類第10面】

記載の上、添付してください。

26 添付書類の省略に関する書類 [様式第2号]

省略した書類の種類とその省略の理由を記載してください。

- (1) 更新許可申請であつて直近の許可の申請内容から変更がない場合に省略できる書類

「V 添付書類の記載要領」における番号等
5 産業廃棄物の発生工程
7 運搬車両の写真、運搬船舶の写真【添付書類第6面】 運搬容器等の写真【添付書類第7面】
10 自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項等
11 駐車場に使用する土地の登記事項証明書

- (2) 変更許可申請であつて直近の許可の申請内容から変更がない場合に省略できる書類

「V 添付書類の記載要領」における番号等
7 運搬車両の写真、運搬船舶の写真【添付書類第6面】 運搬容器等の写真【添付書類第7面】
10 自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項等
11 駐車場に使用する土地の登記事項証明書

(3) 先行許可証を提出した場合に省略できる書類

「V 添付書類の記載要領」における番号等	
20①	申請者の住民票の写し
②	成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等
21①	法定代理人の住民票の写し
②	成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等
22①	法人役員等の住民票の写し
②	成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等
23①	株主及び出資者の住民票の写し
②	成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等
③	法人株主及び法人出資者の法人登記事項証明書
24①	施行令に規定する使用人の住民票の写し
②	成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等

(4) 優良認定を受けている場合に省略できる書類

「V 添付書類の記載要領」における番号等	
1	事業計画の概要（添付書類第1面）
①	予定運搬先業者の許可証の写し
②	事業計画に係る収集運搬業許可証の写し
14	決算報告書
17	納税証明書
18	定款又は寄付行為

27 先行許可証の写し

- (1) 先行許可証の写しを添付し、申請の際に当該先行許可証の本証を持参することで、26(3)のとおり添付書類の一部を省略することができます。
- (2) 先行許可証とは、次のいずれにも該当する許可証をいいます。
- ① (特別管理)産業廃棄物処理業又は産業廃棄物処理施設の許可証であること。
※「処理業」には「収集運搬業」及び「処分業」を含みます。
※ 産業廃棄物指定処理施設の許可証は対象外です。
 - ② 当該許可の日から起算して5年を経過しないもの。
 - ③ 許可証の「規則第○条の○第○項の規定による許可証の提出の有無」の項が「無」とされているもの。
 - ④ 更新許可申請の場合、前回の新規又は更新許可申請に係る許可証でないこと。

28 委任状

- (1) 行政書士が代理人として申請する場合に添付してください。
- (2) 委任状には、次の内容を記載してください。
- ① 代理人の住所、氏名及び電話番号並びに行政書士である場合には登録番号を記載してください。
 - ② 申請者（委任者）が法人の場合には、登記上の住所、法人の名称並びに代表者の職及び氏名を記入してください。
 - ③ 申請者（委任者）が個人の場合には住民票上の住所及び氏名を記入してくだ

さい。

④ 委任の内容及び範囲を具体的に記載してください。

(3) 申請時には、代理人本人であることを確認できる行政書士証票、運転免許証、健康保険証等を持参してください。

VI PCB廃棄物関係の収集運搬に係る書類について

1 PCB廃棄物関係の収集運搬について

PCB廃棄物関係（廃PCB、PCB汚染物、PCB処理物）の収集運搬に係る許可を申請する場合は、「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課発行。以下「ガイドライン」という。）に沿って下記の書類（任意様式）を作成し、添付してください。

2 添付書類

PCB廃棄物関係の収集運搬をする際には、許可の際に下記の書類を必ず添付してください。

- ① PCB廃棄物関係の運搬計画（事前調査や収集運搬の方法等、ガイドライン第2章に関する内容。）
- ② 「PCB」の文字が表示された運搬車両毎の写真
- ③ 「PCB」の文字が表示された運搬容器の写真
- ④ 運搬容器の構造図
- ⑤ 運搬容器に関する書類（所要の検査に合格したものであること、維持管理方法等、ガイドライン第3章に関する内容。）
- ⑥ 安全管理体制に関する書類（安全管理体制を記載した組織図、車両の運行状況把握方法等、ガイドライン第4章に関する内容）
- ⑦ 連絡設備等の概要を記載した書類
- ⑧ 応急措置設備の概要を記載した書類（設備の写真を含む）
- ⑨ 緊急連絡体制に関する書類（事故の未然防止、緊急時の措置等、ガイドライン第5章に関する内容）
- ⑩ PCB廃棄物関係の収集運搬業務に直接従事する者が十分な知識及び技能を有することを示す書類（「PCB廃棄物の収集運搬作業従事者講習会」修了証の写し）

VII 優良認定申請及び記載要領

1 優良認定制度について

優良認定とは、産業廃棄物処理業の実施に関し、優れた能力及び実績を有する者の基準に適合する産業廃棄物処理業者を都道府県知事が認定し、認定を受けた産業廃棄物処理業者について、通常5年の産業廃棄物処理業の許可の有効期間を7年とする等の特例を付与するとともに、産業廃棄物の排出事業者が優良認定業者に産業廃棄物の処理を委託しやすい環境を整備することにより、産業廃棄物の処理の適正化を図ることを目的とした制度です。

2 添付書類

優良認定を受けようとする者は、更新許可申請の際に次の書類を添付する必要があります。

(1) 従前の産業廃棄物処理業の許可の有効期間又は当該有効期間を含む連続する5年間のいずれか長い期間において特定不利益処分を受けていないことの誓約書（様式第十号）
(2) 事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類
(3) ISO14001、エコアクション21等の認証制度の認証書の写し
(4) 電子マニフェストシステム加入証の写し
(5) 税・保険料の納付に係る基準に適合することを証する書類 ① 直近3年間の国税（法人税及び消費税）の納税証明書 ② 直近3年間の都道府県税（県民税、事業税及び不動産所得税）の納税証明書 ③ 直近3年間の市町村税（市町村民税、事業所税、固定資産税及び都市計画税）の納税証明書 ④ 申請者が福島県内に設置している産業廃棄物処理業に関連するすべての事務所・事業場に係る、直近2年間の社会保険料納入確認書 ⑤ 申請者が福島県内に設置している産業廃棄物処理業に関連するすべての事務所・事業場に係る、直近3年間の労働保険料納入証明書 ※なお、納付すべき税や社会保険料がない場合には、課税権者が作成する確認書又は申請者自身による誓約書（任意様式）を提出すること。

3 添付書類の記載要領

(1) 従前の産業廃棄物処理業の許可の有効期間において特定不利益処分を受けていないことの誓約書〔様式第十号〕

① 誓約期間は、従前の許可の有効期間を記載してください。

② 誓約日は、申請書の提出日にあわせてください。

※ 誓約日が誓約期間中に入ることとなります。

③ 誓約する者の住所及び氏名は、申請書の申請者と同じ記載としてください。

④ 福島県のみならず、その他の都道府県等や環境大臣による特定不利益処分を受けていないことが必要となります。

(2) 事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類

① (公財)産業廃棄物処理事業振興財団(以下「財団」という。)が運営する産廃情報ネットを利用している場合には、申請者自身が産廃情報ネットから発行できる、公表・更新に係る事項及びその年月日がわかる証明書類を添付してください。

なお、財団から事業の透明性に係る基準の適合についての証明書(以下「適合証明書」という。)が発行される場合には、証明書類に代えて適合証明書を添付することができます。

② 産廃情報ネットを利用しておらず、自社のホームページ等により情報を公表・更新している場合には、当該ホームページの該当部分をプリントアウトしたものを添付してください。この場合、次の点に留意してください。

- ・ プリントアウトしたものにホームページのURLが記載されていること。
- ・ 情報を公表・更新した年月日が確認できるよう、ホームページの該当部分は公表・更新した時点においてプリントアウトし、かつ、プリントアウトした日付が記載されていること。

(3) ISO14001、エコアクション21等の認証制度の認証書の写し
添付する認証書の写しは、有効期間満了前のものとしてください。

(4) 電子マニフェストシステム加入証の写し
添付してください。

(5) 税・保険料の納付に係る基準に適合することを証する書類

①～⑤の書類又はその写しを添付してください。

① 直近3年間の国税(法人税及び消費税)の納税証明書

※ 納付すべき額及び納付済額が記載されたものとしてください。

② 直近3年間の都道府県税(県民税、事業税及び不動産所得税)の納税証明書

※ 納付すべき額及び納付済額が記載されたものとしてください。

③ 直近3年間の市町村税(市町村民税、事業所税、固定資産税及び都市計画税)の納税証明書

※ 納付すべき額及び納付済額が記載されたものとしてください。

④ 申請者が福島県内に設置している産業廃棄物処理業に関連するすべての事務所・事業場に係る、直近2年間の社会保険料納入確認書

申請者が国民健康保険の被保険者である場合は、当該保険の保険者(市町村)が発行する納付証明書、控除証明書(国民健康保険税にあっては納税証明書)

※ 産業廃棄物処理業に関連するすべての事務所・事業場とは、申請書第1面に記載した事務所・事業場となります。

⑤ 申請者が福島県内に設置している産業廃棄物処理業に関連するすべての事務所・事業場に係る、直近3年間の労働保険料納入証明書

※ 産業廃棄物処理業に関連するすべての事務所・事業場とは、申請書第1面に記載した事務所・事業場となります。なお、納付すべき税や社会保

険料がない場合には、課税権者が作成する確認書又は申請者自身による誓約書（任意様式）をご提出ください。

(6) 有価証券報告書

申請書に有価証券報告書を添付する場合には、直前の2事業年度分の有価証券報告書の添付が必要となります。

4 優良認定の基準

事業内容に応じて、施行規則第10条の4の2又は施行規則第10条の16の2の基準に適合していると認められる必要があります。

基準は次のとおりです。

(1) 遵法性

従前の許可の有効期間又は当該有効期間を含む連続する5年間のいずれか長い期間において、特定不利益処分を受けていないこと。

特定不利益処分は次の不利益処分をいいます。

イ	廃棄物処理業に係る事業停止命令（法第7条の3又は第14条の3（法第14条の6において準用する場合を含む。））
ロ	廃棄物処理施設に係る改善命令・使用停止命令（法第9条の2又は第15条の2の7）
ハ	廃棄物処理施設の設置の許可の取消し（法第9条の2の2第1項若しくは第2項又は第15条の3）
ニ	再生利用認定の取消し（法第9条の8第9項（法第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。））
ホ	広域的処理認定の取消し（法第9条の9第10項（法第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。））
ヘ	無害化認定の取消し（法第9条の10第7項（法第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。））
ト	二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定の取消し（法第12条の7第10項）
チ	廃棄物の不適正処理に係る改善命令（法第19条の3）
リ	廃棄物の不適正処理に係る措置命令（法第19条の4第1項（法第19条の10第1項において準用する場合を含む。））、第19条の4の2第1項、第19条の5第1項（法第19条の10第2項において準用する場合を含む。）又は第19条の6第1項）

(2) 事業の透明性

次に掲げる事項に係る情報について、当該許可の更新申請の日前6月間（申請者が当該業に係る優良認定をすでに受けている場合は、当該認定に係る許可を受けた日から当該申請の日までの間）、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ更新していること。

公表事項（施行規則第10条の4の2第2号、施行規則第10条の16の2第2号）	更新すべき場合
イ 申請者が法人である場合には、当該法人に関する次に掲げる事項（(1)、(4)又は(6)に掲げる事項を変更した場合にあつ	変更の都度（(5)に掲

<p>ては、当該変更に係る履歴を含む。)</p> <p>(1) 名称</p> <p>(2) 事務所又は事業場の所在地</p> <p>(3) 設立年月日</p> <p>(4) 資本金又は出資金</p> <p>(5) 代表者等の氏名及び就任年月日</p> <p>(6) 事業（他に法第 14 条第 1 項若しくは第 6 項又は第 14 条の 4 第 1 項若しくは第 6 項の許可を受けている場合にあつては、これらの許可に係るものを含む。以下この表において同じ。）の内容</p>	<p>げる事項については 1 年に 1 回以上)</p>
<p>ロ 申請者が個人である場合には、氏名、住所及び事業の内容（事業の内容を変更した場合にあつては、当該変更に係る履歴を含む。）</p>	<p>変更の都度</p>
<p>ハ 事業計画（他に法第 14 条第 1 項若しくは第 6 項又は第 14 条の 4 第 1 項若しくは第 6 項の許可を受けている場合にあつては、これらの許可に係る事業に関するものを含む。）の概要</p>	<p>変更の都度</p>
<p>ニ 申請者が受けている法第 14 条第 1 項若しくは第 6 項又は第 14 条の 4 第 1 項若しくは第 6 項の許可（他にこれらの許可を受けている場合にあつては、当該許可を含む。）に係る第 10 条の 2 若しくは第 10 条の 6 又は第 10 条の 14 若しくは第 10 条の 18 に規定する許可証の写し</p>	<p>変更の都度</p>
<p>ホ 事業の用に供する産業廃棄物の処理施設に関する当該施設ごとの次に掲げる事項</p> <p>(1) 運搬施設の種類（車両形式、規模、積載能力等）、数量</p> <p>(2) 運搬車に係る低公害車の導入状況</p> <p>※運搬車の総台数に占める制排出ガス車や低燃費車の台数の割合をいい、最低限下記の事項の記載が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 17 年規制適合車とそれよりも廃ガス排出量の低い自動車の保有台数及び全保有台数に占める割合 ・平成 27 年度燃費基準達成車の保有台数及び全保有台数に占める割合 <p>(3) 積替え保管を行う場合は積替え保管の場所ごとの所在地、面積、積替え保管を行う（特別管理）産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合には、その旨を含む。）及び積替えのための保管上限</p>	<p>変更の都度</p>
<p>へ 直前 3 年間の各月において事業者から引渡しを受けた（特別管理）産業廃棄物に関する次に掲げる事項（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀</p>	<p>1 年に 1 回以上</p>

<p>含有ばいじん等が含まれる場合は、当該石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るこれらの事項を含む。）</p> <p>(1) 当該（特別管理）産業廃棄物の種類ごとの受入量</p> <p>(2) 当該（特別管理）産業廃棄物の種類ごと及び運搬方法ごとの運搬量</p> <p>・積替保管施設等では有価物に分別・販売を行った場合等に、受入量と運搬量の間には差が生ずることは差し支えない。</p>	
<p>ト 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表</p>	<p>少なくとも定時株主総会で承認を受け、又は報告された都度</p>
<p>チ 事業者がその産業廃棄物の処分を申請者に委託するに当たって支払う料金を提示する方法</p>	<p>変更の都度</p>
<p>リ 業務を所掌する組織及び人員配置</p>	<p>変更の都度（人員配置については1年に1回以上）</p>
<p>ヌ 事業の実施に関し生活環境の保全上利害関係を有する者に対する事業場の公開の有無及び公開している場合には公開の頻度</p>	<p>変更の都度</p>

(3) 環境配慮の取組

その事業活動に係る環境配慮の状況について、ISO14001、エコアクション21等の認証をうけていること。

(4) 電子マニフェスト

電子マニフェストシステムに加入していること。

(5) 財務体質の健全性

① 直前3年の各事業年度における自己資本比率が零以上であること。

② 次のイ又はロのいずれかの基準に該当すること。

イ 直前3年の各事業年度のうちのいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること。

ロ 前事業年度における営業利益金額等が零を超えること。

③ 直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均値が零を超えること。

④ 次の税について滞納していないこと。

- ・ 直近3年間の国税（法人税及び消費税）
- ・ 直近3年間の都道府県税（県民税、事業税、不動産取得税及び地方消費税）

- ・ 直近3年間の市町村税（市町村民税、事業所税、固定資産税及び都市計画税）
 - ・ 申請者が福島県内に社会保険が適用される事業所を有する場合にあっては、設置している産業廃棄物処理業に関連するすべての事務所・事業場に係る、直近2年間の社会保険料
申請者が国民健康保険の被保険者である場合は、直近2年間の国民健康保険料
 - ・ 申請者が福島県内に設置している産業廃棄物処理業に関連するすべての事務所・事業場に係る、直近3年間の労働保険料
- ※ なお、納付すべき税や社会保険料がない場合には、課税権者が作成する確認書又は申請者自身による誓約書（任意様式）を提出すること。

5 許可申請時に省略できる書類

優良認定を受けている申請者は、更新許可及び事業範囲変更許可申請の際に、添付書類の一部を省略することができます。詳細は本手引きの26ページ(4)を参照してください。

ただし、審査において必要と認められる場合には、添付を省略した書類の提出を求めることがあります。

VIII 変更・廃止届出

1 届出書

届出に係る処分業の区分に応じ、次のいずれかの届出書をその廃止又は変更の日から10日以内に提出してください（法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の添付が必要な変更届出書は、変更の日から30日以内。）。

処分業の区分	様式
産業廃棄物処理業の変更・廃止	施行規則様式第十一号
特別管理産業廃棄物処理業の変更・廃止	施行規則様式第十七号

2 添付書類

変更又は廃止の内容に応じ、次の書類を添付してください。添付書類は「V 添付書類の記載要領」に準じて作成してください。なお、この場合において、「申請日」とあるのは「届出日」と、「申請者」とあるのは「届出者」と読み替えてください。

変更内容	添付書類
役員 （代表者含む） ※役員の本籍・住所・氏名が変更した場合は、変更届出は不要です。	1 就任、退任に関わらず添付するもの <input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書 <input type="checkbox"/> （代表者変更の場合）現許可証の写し 2 就任の場合に添付するもの <input type="checkbox"/> 新たな役員住民票（抄本） <input type="checkbox"/> 新たな役員登記されていないことの証明書 <input type="checkbox"/> 誓約書（許可申請書添付書類第10面）
株主 使用人 法定使用人	1 就任の場合 <input type="checkbox"/> 新たな株主・使用人・法定使用人住民票（抄本） <input type="checkbox"/> 新たな株主・使用人・法定使用人登記されていないことの証明書 <input type="checkbox"/> （株主・法定使用人が法人の場合）新たな株主・法定使用人の履歴事項全部証明書 <input type="checkbox"/> 誓約書（許可申請書添付書類第10面） 2 退任の場合 添付書類は不要です。
名称（社名）	<input type="checkbox"/> 定款又は寄附行為 <input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書 <input type="checkbox"/> 現許可証の写し
車両	1 増車の場合 <input type="checkbox"/> 車検証の写し又は自動車検査証記録事項 ※ 電子車検証が発行された車両については車検証の写しに代えて自動車検査証記録事項を添付してください。 <input type="checkbox"/> 車両の写真（許可申請書添付書類第6面） <input type="checkbox"/> （所有者又は使用者でない場合）賃貸借契約書等の写し ※ 変更届出書に記載しきれない場合は、車両一覧を添付してください。

	2 減車の場合 添付書類は不要です。 ※ 変更届出書に記載しきれない場合は、車両一覧を添付してください。
住所	1 本社住所の変更の場合 <input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書 <input type="checkbox"/> 付近の見取り図 <input type="checkbox"/> 現許可証の写し
	2 本社以外の事務所の追加または変更の場合 <input type="checkbox"/> 付近の見取り図
	3 事業場（駐車場）の追加または変更の場合 <input type="checkbox"/> 土地の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 付近の見取り図 <input type="checkbox"/> （届出者が所有していない土地の場合）賃貸借契約書等の写し
事業範囲の一部廃止	<input type="checkbox"/> 現許可証の写し ※ 事業範囲の追加は変更許可申請が必要です。

3 提出部数

2部（正本1部、副本1部）提出してください。

事務所等の所在地が複数あり、その管轄が複数の地方振興局となる場合は、副本は管轄する地方振興局の数としてください。

4 届出手数料

不要です。

5 留意事項

以下の点に留意してください。必要書類の不足・不備がある場合、受理できないことがあります。

- (1) 届出書及び添付書類は、本手引きに添付されている様式を使用してください。
(掲載URL <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16045b/haikibutsutaisaku034.html>)
- (2) 添付書類は、「V 添付書類」に従って作成するとともに、原則としてA4版の大きさとしてください。所定の様式に書き込めない場合は、別紙を用いるか又は記載スペースを広げても差し支えありません。
- (3) 届出書の提出にあたっては、副本はすべて複写（コピー）を使用しても差し支えありません。産業廃棄物処理業関係の同時届出の場合も、正本の届出者印以外については複写（コピー）を使用しても差し支えありません。
- (4) 届出を行政書士に委任する場合は、委任状を提出してください。
- (5) 届出書の届出者控えや書換後の許可証について、郵送を希望する場合には、返信用封筒（必要な額の切手を貼り付けたもの。普通郵便又は簡易書留等いずれも可。）を併せて提出してください。

Ⅸ 変更・廃止届出の記載要領

1 (特別管理)産業廃棄物処理業変更届出書

(1) 廃止及び変更の別

「変更」に○を付けてください（「廃止」を横線で消すことでも可。）。

(2) 届出年月日

窓口へ持参する場合には持参日を、郵送する場合には投函日を記入してください。

(3) 届出者の住所及び氏名

① 法人の場合は、登記上の住所、法人の名称並びに代表者の職及び氏名を記入してください。

② 個人の場合は住民票上の住所及び氏名を記入してください。

(4) 許可の年月日及び許可番号について

届出に係る収集運搬業の許可証に記載されている、許可の年月日及び許可番号を記載してください。

(5) 変更内容

① 廃止した事業又は変更した事項の内容（法定代理人、役員、株主、出資者又は使用人以外の変更の場合）

変更の内容を、新旧対照で記載してください。書き切れない場合には「別紙のとおり」とし、別紙に新旧対照で記載してください。

② 変更した事項の内容（法定代理人、役員、株主、出資者又は使用人の変更の場合）

変更に係る法定代理人、役員、株主、出資者又は使用人の氏名（ふりがな）、生年月日、役職名・呼称、本籍及び住民票上の住所（「丁目」・「番地」・「号」等の語句は省略しないでください。）を記載してください。

(6) 廃止又は変更の理由

変更に係る理由を記載してください。

2 (特別管理)産業廃棄物処理業廃止届出書

(1) 廃止及び変更の別

「廃止」に○を付けてください（「変更」を横線で消すことも可。）。

(2) 届出年月日

窓口へ持参する場合には持参日を、郵送する場合には投函日を記入してください。

(3) 届出者の住所及び氏名

① 法人の場合は、登記上の住所、法人の名称並びに代表者の職及び氏名を記入してください。

② 個人の場合は住民票上の住所及び氏名を記入してください。

(4) 許可の年月日及び許可番号について

廃止に係る収集運搬業の許可証に記載されている、許可の年月日及び許可番号を記載

(5) 廃止内容

新の欄に「事業の全部廃止」と記載してください。

- (6) 廃止又は変更の理由
廃止に係る理由を記載してください。

X 許可証再交付申請

1 申請書

次の申請書を提出してください。

(特別管理) 産業廃棄物処理業許可証再交付申請書	様式第十一号
--------------------------	--------

2 添付書類

従来の許可証（汚損又は破損等した許可証を含む。）が手元にある場合には、当該許可証の写しを添付してください。

3 提出部数

2部（正本1部、副本1部）提出してください。

4 手数料

次の金額を福島県収入証紙で納入してください。

(特別管理) 産業廃棄物処理業許可証再交付申請手数料	300 円
----------------------------	-------

5 留意事項

(1) 申請書は本手引き書に添付されている様式を使用してください。

(掲載URL <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16045b/haikibutsutaisaku034.html>)

(2) 申請を行政書士等に委任する場合は、委任状を提出してください。

(3) 再交付に係る許可証について、郵送を希望する場合には、返信用封筒（必要な額の切手を貼り付けたもの。普通郵便又は簡易書留等いずれも可。）を併せて提出してください。

XI 許可証再交付申請の記載要領

- 1 申請年月日
窓口へ持参する場合には持参日を、郵送する場合には投函日を記入してください。
- 2 申請者の住所及び氏名
 - (1) 法人の場合は、登記上の住所、法人の名称並びに代表者の職及び氏名を記入してください。
 - (2) 個人の場合は住民票上の住所及び氏名を記入してください。
- 3 (特別管理) 産業廃棄物処理業の区分
再交付申請する許可証に係る事業の区分(産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物処分業)を記載してください。
- 4 直近の許可年月日
再交付申請する許可証に係る許可年月日及び許可の有効期間を記載してください。
- 5 許可番号
再交付申請する許可証に係る許可番号11桁を記載してください。
- 6 事業の範囲
再交付申請する許可証に係る事業の範囲を記載してください。
- 7 再交付申請の理由
汚損、破損又は亡失等、再交付申請に至った経緯を具体的に記載してください。

添付書類等チェックリスト

◎・・・必ず添付してください。

○・・・更新許可又は変更許可申請の際は省略することができます。

	法人	個人	確認	備考
許可申請書 (申請書 第1面～第3面)	◎	◎	<input type="checkbox"/>	
1 事業計画の概要 (添付書類第1面)	◎	◎	<input type="checkbox"/>	
2 予定運搬先業者の許可証の写し	○	○	<input type="checkbox"/>	更新許可申請の場合のみ省略可。
3 事業計画に係る収集運搬業許可証の写し	○	○	<input type="checkbox"/>	福島県の許可を有する場合は許可証の写しを必ず添付
4 運搬施設の概要 (添付書類第2面)	◎	◎	<input type="checkbox"/>	
運搬船舶の概要	◎	◎	<input type="checkbox"/>	船舶を使用する場合に添付
5 積替施設又は保管施設の概要 (添付書類第3面)	◎	◎	<input type="checkbox"/>	積替え保管行為を含む場合に添付
6 収集運搬業務の具体的な計画 (添付書類第4面)	◎	◎	<input type="checkbox"/>	
7 産業廃棄物の発生工程	○	○	<input type="checkbox"/>	変更許可に係る品目については添付
8 環境保全措置の概要 (添付書類第5面)	◎	◎	<input type="checkbox"/>	
9 運搬車両の写真 (添付書類第6面)	○	○	<input type="checkbox"/>	
運搬船舶の写真	○	○	<input type="checkbox"/>	船舶を使用する場合に添付
10 運搬容器等の写真 (添付書類第7面)	○	○	<input type="checkbox"/>	
11 本社及び事務所等の位置図及び見取り図	◎	◎	<input type="checkbox"/>	
12 運搬車両の駐車場の見取り図及び配置図	◎	◎	<input type="checkbox"/>	
13 自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項等	○	○	<input type="checkbox"/>	
14 駐車場に使用する土地の登記事項証明書	○	○	<input type="checkbox"/>	3ヶ月以内に発行されたものを添付
15 (公財)日本産業廃棄物処理振興センターの実施する講習会修了証の写し	◎	◎	<input type="checkbox"/>	
16 業務経歴書 (様式第1号)	◎	—	<input type="checkbox"/>	
17 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法 (添付書類第8面)	◎	◎	<input type="checkbox"/>	
18 決算報告書	◎	—	<input type="checkbox"/>	過去3年間分を添付
19 資産に関する調書 (添付書類第9面)	—	◎	<input type="checkbox"/>	

	法人	個人	確認	備考
20 納税証明書（法人税又は所得税）	◎	◎	<input type="checkbox"/>	過去3年間分を添付 3ヶ月以内に発行され たものを添付
21 定款又は寄附行為	◎	—	<input type="checkbox"/>	
22 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	◎	—	<input type="checkbox"/>	3ヶ月以内に発行され たものを添付
23 申請者の住民票の写し（住民票抄本） 及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等	—	◎	<input type="checkbox"/>	3ヶ月以内に発行され たものを添付 先行許可証を提出する 場合は省略可
24 法定代理人の住民票の写し（住民票抄本） 及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等	—	◎	<input type="checkbox"/>	3ヶ月以内に発行され たものを添付 該当しない場合は添付不要 先行許可証を提出する 場合は省略可
25 法人役員等の住民票の写し（住民票抄本） 及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等	◎	—	<input type="checkbox"/>	3ヶ月以内に発行され たものを添付 先行許可証を提出する 場合は省略可
26 株主又は出資者の住民票の写し（住民票抄本） 及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等 又は法人株主の登記事項証明書（履歴事項全部証明 書）	◎	—	<input type="checkbox"/>	3ヶ月以内に発行され たものを添付 先行許可証を提出する 場合は省略可
27 政令に規定する使用人の住民票の写し（住民票抄 本） 及び登記事項証明書等	◎	◎	<input type="checkbox"/>	3ヶ月以内に発行され たものを添付 該当しない場合は添付不要 先行許可証を提出する 場合は省略可
28 誓約書（添付書類第10面）	◎	◎	<input type="checkbox"/>	
29 添付書類の省略に関する書類（様式第2号）	◎	◎	<input type="checkbox"/>	省略しない場合は添付不要
委任状	注	注	<input type="checkbox"/>	注）行政書士等に申請 を委任する場合に添付
P C B 廃棄物関係の収集運搬に係る書類	注	注	<input type="checkbox"/>	注）P C B 廃棄物の収 集運搬を行う場合に添 付
優良産廃処理業者認定制度に係る書類	注	注	<input type="checkbox"/>	注）優良認定制度の申 請を行う場合に添付
返信用封筒 （定形外封筒に簡易書留 460 円切手を貼ったもの 等）	注	注	<input type="checkbox"/>	注）簡易書留による許 可証の送付を希望する 方のみ添付
A 4 版の二穴あきファイル	◎	◎	<input type="checkbox"/>	上記の順番で綴じる

様式集

産業廃棄物収集運搬業許可申請書	施行規則様式第六号
産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書	施行規則様式第十号
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書	施行規則様式第十二号
特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書	施行規則様式第十六号
事業計画の概要	添付書類第1面
運搬施設の概要	添付書類第2面
積替施設又は保管施設の概要	添付書類第3面
収集運搬業務の具体的な計画	添付書類第4面
環境保全措置の概要	添付書類第5面
運搬車両の写真、運搬船舶の写真	添付書類第6面
運搬容器の写真	添付書類第7面
業務経歴書	様式第1号
事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法	添付書類第8面
資産に関する調書	添付書類第9面
誓約書	添付書類第10面
添付書類の省略に関する書類	様式第2号
産業廃棄物処理業（廃止・変更）届出書	施行規則様式第十一号
特別管理産業廃棄物処理業（廃止・変更）届出書	施行規則様式第十七号
（特別管理）産業廃棄物処理業許可証再交付申請書	様式第十一号

産業廃棄物収集運搬業許可申請書

年 月 日

福島県知事 殿

申請者
住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

<p>事業の範囲 （取り扱う産業廃棄物の種類 （当該産業廃棄物に石綿含有 産業廃棄物、水銀使用製品産 業廃棄物又は水銀含有ばいじ ん等が含まれる場合は、その 旨を含む。）及び積替え又は 保管を行うかどうかを明らか にすること。）</p>	<p>収集運搬（積替え及び保管行為を ） （これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）</p>
<p>事務所及び 事業場の所在地</p>	<p>事務所 電話番号 事業場 電話番号</p>
<p>事業の用に供 する施設の種 類及び数量</p>	
<p>積替え又は保管を行う場合に は、積替え又は保管を行うす べての場所の所在地及び面積 並びに当該場所ごとにそれぞ れ積替え又は保管を行う産業 廃棄物の種類（当該産業廃棄 物に石綿含有産業廃棄物、水 銀使用製品産業廃棄物又は水 銀含有ばいじん等が含まれる 場合は、その旨を含む。）、 積替えのための保管上限及び 積み上げることができる高さ</p>	
<p>※事務処理欄</p>	

(第2面)

既に処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合はその許可番号（申請中の場合には、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合には、申請年月日）	
申請者（個人である場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		住	所
法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		住	所
役員（法定代理人が法人である場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本 住	籍 所
役員（申請者が法人である場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本 住	籍 所

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の総数 (ふりがな) 氏名又は名称	株 生年月日	保有する株式の数又は出資の金額		出資の額	
		割	合	本 住	籍 所

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住		籍 所
	役職名・呼称			

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときには、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

産 業 廃 棄 物 処 理 業 の 事 業 範 囲 変 更 許 可 申 請 書

年 月 日

福島県知事 殿

申請者
住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
収集運搬業・処分業の区分	収集運搬（積替え及び保管行為を）
許可に係る事業の範囲（収集運搬業にあつては、取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあつては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）	
変 更 の 内 容	
変 更 理 由	
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）	
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び施設の概要	
※事 務 処 理 欄	

申請者（個人である場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		住	所
法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		住	所
役員（法定代理人が法人である場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		
役員（申請者が法人である場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の総数 (ふりがな) 氏名又は名称	株 生年月日	株		出資の額	
		保有する株式の数又は出資の金額 割	合	本 住	籍 所

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときには、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書

年 月 日

福島県知事 殿

申請者

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

<p>事業の範囲 （取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）</p>	<p>収集運搬（積替え及び保管行為を）</p>
<p>事務所及び 事業場の所在地</p>	<p>事務所 電話番号</p>
	<p>事業場 電話番号</p>
<p>事業の用に供する施設の種類及び数量</p>	
<p>積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ</p>	
<p>※事務処理欄</p>	

(第2面)

既に処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合はその許可番号（申請中の場合には、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合には、申請年月日）
申請者（個人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
役員（法定代理人が法人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所
役員（申請者が法人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の総数 (ふりがな) 氏名又は名称	株 生年月日	保有する株式の数又は出資の金額 割 合	出資の額	
			本 住	籍 所

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときには、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

特別管理産業廃棄物処理業の
事業範囲変更許可申請書

年 月 日

福島県知事 殿

申請者

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
収集運搬業・処分業の区分	収集運搬（積替え及び保管行為を）
許可に係る事業の範囲（収集運搬業にあつては、取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあつては、処分の方法ごとに区分して取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を記載すること。）	
変 更 の 内 容	
変 更 理 由	
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）	
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び施設の概要	
※事 務 処 理 欄	

(第2面)

申請者 (個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		住	所
法定代理人 (申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		住	所
役員 (法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		
役員 (申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の総数	株		出資の額	籍所
	(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日		

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときには、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

(添付書類第1面)

事業計画の概要

1. 事業の全体計画 (変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること)

2. 取り扱う産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物) の種類及び運搬量等

	(特別管理)産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替え又は保管を行う 場合には積替え又は保 管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

備考 取り扱う (特別管理) 産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

(日本産業規格 A列4番)

(添付書類第2面)

3. 運搬施設の概要

(1) 運搬車両一覧

	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

事務所の所在地

駐車場の所在地

※ 付近の見取図を添付すること。

(2) その他の運搬施設の概要

運搬容器等の名称	用途	容量	備考

3. 運搬施設の概要							
(1) 運搬船舶一覧							
	船名	船種	番号	総トン数	用途	係留港	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
事務所の所在地							
係留場の所在地							
(2) その他の運搬施設の概要							
運搬容器等の名称	用途			容量	備考		

(3) 積替施設又は保管施設の概要

※ 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。
(更新許可申請の場合には省略可)

(添付書類第4面)

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

従業員数の内訳

年 月 日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
人	人	人	人	人	人	人	人

(添付書類第5面)

5. 環境保全措置の概要 (運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。)

(添付書類第6面)
運搬車両の写真

自動車登録番号 又は車両番号			
前 面 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両の前面（真正面）を撮影すること。 ・ナンバープレートが確認できること。 		
側 面 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両の側面（真横）を撮影すること。 ・名称等の車体の表示が確認できること <p style="text-align: center;"> { 既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物 収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」）が 表示されていること。 車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した 写真も添付すること。 </p>		
	撮影	年	月 日

運搬船舶の写真

船舶の番号		船舶の名称	
斜 め 前 方 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船舶の斜め前方から撮影すること。 		
側 面 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船舶の側面（真横）を撮影すること。 ・名称等の船舶の表示が確認できること。（既に許可を有している場合には環境省で定めるところの事項が表示されていること。） 		
		撮影	年 月 日

(添付書類第7面)
運搬容器等の写真

運搬容器等の名称		用途	
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・ 容器等の全体が写るように撮影すること。			
			撮影 年 月 日

運搬容器等の名称		用途	
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・ 容器等の全体が写るように撮影すること。			

業 務 経 歴 書

年 月 日現在

ふりがな ----- 名 称	代表者 の 氏 名		
ふりがな ----- 住 所 〒 ()	電 話		

	年号	年	月	事 項
業 務 経 歴				
行政 処分 歴 ・ 刑罰 歴				

(添付書類第8面)

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法		
内 訳	金 額 (千円)	
事業の開始に要する 資金の総額		
土地		
事務所		
収集運搬車両		
積替保管施設		
調 達 方 法	自己資金	
	借入金	
	(借入先名)	
	その他	
	増資	
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること		

(添付書類第9面)

資産に関する調書(個人用)

年 月 日現在

資産に関する調書(個人用)			
年 月 日現在			
資産の種別	内 容	数 量	価格、金額(千円)
現金預金			
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土 地			
建 物			
備 品			
車 両			
そ の 他			
資 産 計			
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額(千円)
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
そ の 他			
負 債 計			

(添付書類第 10 面)

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 5 項第 2 号イからへに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

福島県知事 様

申請者
住所
氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

様式第2号

省略添付書類一覧表

省略した添付書類の種類	省略の理由

(様式第十号)

誓 約 書

福 島 県 知 事 様

年 月 日から 年 月 日までの間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第9条の3第1号に規定する特定不利益処分を受けていないことを誓約します。

年 月 日

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

【特定不利益処分】

- ①廃棄物処理業に係る事業停止命令（法第7条の3及び第14条の3（法第14条の6において準用する場合を含む。））
- ②廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令（法第9条の2及び第15条の2の7）
- ③廃棄物処理施設の設置の許可の取消し（法第9条の2の2及び第15条の3）
- ④再生利用認定の取消し（法第9条の8第9項（法第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。））
- ⑤広域認定の取消し（法第9条の9第10項（法第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。））
- ⑥無害化認定の取消し（法第9条の10第7項（法第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。））
- ⑦二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定の取消し（法第12条の7第10項）
- ⑧廃棄物の不適正処理に係る改善命令（法第19条の3）
- ⑨廃棄物の不適正処理に係る措置命令（法第19条の4第1項、第19条の4の2第1項、第19条の5及び第19条の6第1項）

産業廃棄物処理業 廃止 届出書 変更	年 月 日	
福島県知事 殿		
届出者 住 所 氏 名 （法人にあつては名称及び代表者の氏名） 電話番号		
年 月 日付け第 _____ で許可を受けた産業廃棄物処理業		
に係る以下の事項について 廃止 したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条 変更 の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け 出ます。		
	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。）		
変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項）		
（変更内容が法人に係るものである場合）※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更		
（ふりがな） 名 称	住 所	
（変更内容が個人に係るものである場合）※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更		
（ふりがな） 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所
廃止又は変更の理由		
備考		
1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日（法人で規則第10条の10第3項第1号又は第2号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあつては、30日）以内に提出すること。		
2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときには、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。		

（日本産業規格 A列4番）

特別管理産業廃棄物処理業 廃止 届出書 変更 年 月 日						
福島県知事 殿 届出者 住 所 氏 名 （法人にあつては名称及び代表者の氏名） 電話番号 年 月 日付け第 号で許可を受けた特別管理 産業廃棄物処理業に係る以下の事項について 廃止 したので、廃棄物の処理及び清掃に 変更 に関する法律第14条の5第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係 書類等を添えて届け出ます。						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 35%; text-align: center;">新</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">旧</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。） </td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		新	旧	廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。）		
	新	旧				
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。）						
変更した事項の内容（規則第10条の23第1項第2号に掲げる事項）						
（変更内容が法人に係るものである場合）※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更						
（ふりがな） 名 称	住 所					
（変更内容が個人に係るものである場合）※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更						
（ふりがな） 氏 名	生 年 月 日 役職名・呼称	本 籍 住 所				
廃止又は変更の理由						
備考 1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日（法人で規則第10条の10第3項第1号又は第2号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、30日）以内に提出すること。 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときには、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。						

(様式第十一号)

年 月 日

福 島 県 知 事 殿

住所
氏名

電話

(特別管理) 産業廃棄物処理業許可証再交付申請書

(特別管理) 産業廃棄物処理業許可証の再交付について、次のとおり申請します。

(特別管理)産業廃棄物処理業の区分		
直近の許可年月日		年 月 日 (有効期間： 年 月 日 ～ 年 月 日)
許可番号		第007 号
事業の範囲	事業の区分	
	取り扱う(特別管理)産業廃棄物の種類	
再交付申請の理由		
※手数料欄		

- 注1) 再交付申請の理由が汚損、破損の場合は、従来の許可証の写しを添付すること。
注2) 再交付申請の理由が亡失の場合にあっては、その経緯について具体的に記載すること。
注3) この申請書は2部提出し、福島県収入証紙300円分を併せて提出すること。

X 記載例

様式第六号（第九条の二関係）

(第1面)

申請区分 新規 更新

産業廃棄物収集運搬業許可申請書

年 月 日

福島県知事 殿

申請者

住所 ○○県○○市○○

氏名 ○○株式会社 代表取締役 ○○○○

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ○○○-○○○-○○○○

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

<p>事業の範囲 (取り扱う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)</p>	<p>収集運搬 (積替え及び保管行為を 除く)</p> <p>①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃プラスチック類、⑤金属くず、⑥ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた物を除く。)及び陶磁器くず、⑦がれき類、⑧ばいじん (これらのうち石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)</p> <p>以上8種類</p>
<p>事務所及び 事業場の所在地</p>	<p>事務所 ○○県○○市○○ 電話番号○○○-○○○-○○○○</p> <p>事業場 ○○県○○市○○ 電話番号○○○-○○○-○○○○</p>
<p>事業の用に供 する施設の種 類及び数量</p>	<p>1 運搬車両 ○○○ 台、○○○ 台 2 運搬容器 ○○○ 個、○○○ 個、○○○ 枚</p>
<p>積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ</p>	<p>積替え及び保管行為は行わない。</p>
<p>※事務処理欄</p>	

(第2面)

既に処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合はその許可番号（申請中の場合には、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合には、申請年月日）
	〇〇県	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	〇〇県	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
申請者（個人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称	住所	
〇〇〇〇株式会社	〇〇県〇〇市〇〇	
法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称	住所	
役員（法定代理人が法人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍所
役員（申請者が法人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍所
〇〇 〇〇	昭和〇年〇月〇日 代表取締役	〇〇県〇〇市〇〇 〇〇県〇〇市〇〇
〇〇 〇〇	昭和〇年〇月〇日 取締役	〇〇県〇〇市〇〇 〇〇県〇〇市〇〇

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の総数	株		出資の額	籍所
	(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日		
〇〇 〇〇	昭和〇年〇月〇日	〇〇株	〇〇県〇〇市〇〇	〇〇県〇〇市〇〇
		100%		

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本住	籍所
	役職名・呼称		
該当者なし			

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときには、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書

年 月 日

福島県知事 殿

申請者

住 所 ○○県○○市○○

氏 名 ○○株式会社 代表取締役 ○○○○

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 ○○○-○○○-○○○○

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

<p>事業の範囲 （取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）</p>	<p>収集運搬（積替え及び保管行為を除く）</p> <p>①廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、②廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、③廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）以上3種類</p>
<p>事務所及び 事業場の所在地</p>	<p>事務所 ○○県○○市○○ 電話番号 ○○○-○○○-○○○○</p> <p>事業場 ○○県○○市○○ 電話番号 ○○○-○○○-○○○○</p>
<p>事業の用に供 する施設の種 類及び数量</p>	<p>1 運搬車両 ○○○ 〇台、○○○ 〇台 2 運搬容器 ○○○ 〇個、○○○ 〇個、○○○ 〇枚</p>
<p>積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ</p>	<p>積替え及び保管行為は行わない。</p>
<p>※事務処理欄</p>	

(第2面)

既に処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合はその許可番号（申請中の場合には、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合には、申請年月日）
	〇〇県	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	〇〇県	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
申請者（個人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称	住所	
〇〇〇〇株式会社	〇〇県〇〇市〇〇	
法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称	住所	
役員（法定代理人が法人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍所
役員（申請者が法人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍所
〇〇 〇〇	昭和〇年〇月〇日 代表取締役	〇〇県〇〇市〇〇 〇〇県〇〇市〇〇
〇〇 〇〇	昭和〇年〇月〇日 取締役	〇〇県〇〇市〇〇 〇〇県〇〇市〇〇

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の総数	株		出資の額	籍所
	(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額 割合	本 住
ふりがな ○○ ○○	昭和○年○月○日	○○株	○○県○○市○○	
		100%	○○県○○市○○	

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	役職名・呼称	本 住	籍 所
該当者なし				

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときには、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

産業廃棄物処理業の
事業範囲変更許可申請書

年 月 日

福島県知事 殿

申請者

住 所 ○○県○○市○○

氏 名 ○○株式会社 代表取締役 ○○○○

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 ○○○-○○○-○○○○

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	令和○○年 ○月○○日 第○○○○○○○○○○○○号
収集運搬業・処分業の区分	収集運搬（積替え及び保管行為を 除く）
許可に係る事業の範囲（収集運搬業にあつては、取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあつては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）	①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃プラスチック類、⑤金属くず、⑥ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた物を除く。）及び陶磁器くず、⑦がれき類、⑧ばいじん （これらのうち石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。） 以上8種類
変更の内容	燃え殻、ばいじん（これらのうち水銀含有ばいじん等を除く。） 以上2種類の追加
変更理由	排出事業者からの要請のため
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）	
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び施設の概要	
※事務処理欄	

(第2面)

申請者 (個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称	住 所		
ふりがな 〇〇〇〇株式会社	〇〇県〇〇市〇〇		
法定代理人 (申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称	住 所		
役員 (法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		
役員 (申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
ふりがな 〇〇 〇〇	昭和〇年〇月〇日	〇〇県〇〇市〇〇	
	代表取締役	〇〇県〇〇市〇〇	
ふりがな 〇〇 〇〇	昭和〇年〇月〇日	〇〇県〇〇市〇〇	
	取締役	〇〇県〇〇市〇〇	

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の総数	株		出資の額	籍所
	(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日		
〇〇	〇〇	昭和〇年〇月〇日	〇〇株	〇〇県〇〇市〇〇
			100%	〇〇県〇〇市〇〇

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本住	籍所
	役職名・呼称		
該当者なし			

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときには、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

特別管理産業廃棄物処理業の
事業範囲変更許可申請書

年 月 日

福島県知事 殿

申請者

住 所 ○○県○○市○○

氏 名 ○○株式会社 代表取締役 ○○○○

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 ○○○-○○○-○○○○

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	令和○○年 ○月○○日 第○○○○○○○○○○○○○号
収集運搬業・処分業の区分	収集運搬（積替え及び保管行為を除く）
許可に係る事業の範囲（収集運搬業にあつては、取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあつては、処分する方法ごとに区分して取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を記載すること。）	①廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、②廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、③廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、④廃石綿等 以上4種類
変更の内容	廃石綿等の追加
変更理由	排出事業者からの要請のため
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）	
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び施設の概要	
※事務処理欄	

(第2面)

申請者（個人である場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称	住 所		
〇〇〇〇株式会社	〇〇県〇〇市〇〇		
法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称	住 所		
役員（法定代理人が法人である場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		
役員（申請者が法人である場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
〇〇 〇〇	昭和〇年〇月〇日	〇〇県〇〇市〇〇	
	代表取締役	〇〇県〇〇市〇〇	
〇〇 〇〇	昭和〇年〇月〇日	〇〇県〇〇市〇〇	
	取締役	〇〇県〇〇市〇〇	

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の総数	株		出資の額	籍所
	(ふりがな)氏名又は名称	生年月日		
ふりがな 〇〇 〇〇	昭和〇年〇月〇日	〇〇株	〇〇県〇〇市〇〇	〇〇県〇〇市〇〇
		100%		

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな)氏名	生年月日	本住	籍所
	役職名・呼称		
該当者なし			

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときには、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

(添付書類第1面)

事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

＜新規許可申請の例＞

当社は、現在運送業を営んでおりますが、今般、排出事業者の要請により、機械部品製造工場等から排出される汚泥、廃油、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（これらのうち水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、建設業者から排出される廃プラスチック類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（これらのうち石綿含有産業廃棄物を含む。）を各産業廃棄物処理施設まで収集運搬を行う必要が生じたので、本許可申請を行うものです。

＜変更許可申請の例＞

当社は、現在福島県の産業廃棄物収集運搬業の許可（汚泥、廃油、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（これらのうち石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く。））を取得しておりますが、今般、産業廃棄物処理業者より収集運搬の要請があり、事業範囲の変更許可申請を行うものです。

○追加する品目：燃え殻、ばいじん（これらのうち水銀含有ばいじん等を除く。） 以上2種類

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	汚泥	5t/月	泥状	(株)〇〇工業 〇〇県〇〇市… (〇〇製造業)	該当なし	〇〇環境(株) 〇〇県〇〇市…
2	廃油	2t/月	液状	(株)〇〇工業 〇〇県〇〇市… (〇〇製造業)	該当なし	〇〇環境(株) 〇〇県〇〇市…
3	廃プラスチック類(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)	1.5m ³ /月	固形状	(株)〇〇工業 〇〇県〇〇市… (〇〇製造業)	該当なし	〇〇環境(株) 〇〇県〇〇市…
4	金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む)	1.5m ³ /月	固形状	(株)〇〇工業 〇〇県〇〇市… (〇〇製造業)	該当なし	〇〇環境(株) 〇〇県〇〇市…
5	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む)	1.5m ³ /月	固形状	(株)〇〇工業 〇〇県〇〇市… (〇〇製造業)	該当なし	〇〇環境(株) 〇〇県〇〇市…
6	廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)	1t/月	固形状	〇〇建設(株) 〇〇県〇〇市… (福島県内建設現場)	該当なし	〇〇クリーン(株) 〇〇県〇〇市…
7	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む)	1t/月	固形状	〇〇建設(株) 〇〇県〇〇市… (福島県内建設現場)	該当なし	〇〇クリーン(株) 〇〇県〇〇市…
8	がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)	1t/月	固形状	〇〇建設(株) 〇〇県〇〇市… (福島県内建設現場)	該当なし	〇〇クリーン(株) 〇〇県〇〇市…
9	燃え殻	1t/月	粉状	〇〇〇(株) 〇〇県〇〇市… (産業廃棄物処理業)	該当なし	(株)〇〇産業 〇〇県〇〇市…
10	ばいじん	1t/月	粉状	〇〇〇(株) 〇〇県〇〇市… (産業廃棄物処理業)	該当なし	(株)〇〇産業 〇〇県〇〇市…

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

(日本産業規格 A列4番)

(添付書類第2面)

3. 運搬施設の概要

(1) 運搬車両一覧

	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	キャブオーバ	〇〇100あ△△△△	4,000kg	株式会社〇〇環境	所有
2	脱着装置付 コンテナ専用車	〇〇100い△△△△	4,000kg	株式会社〇〇	使用权
3	ダンプ	〇〇100う△△△△	6,000kg	株式会社〇〇建設	借用 (株)〇〇建設
4	バン	〇〇400え△△△△	400kg	株式会社〇〇環境	所有
5	トラクタ	〇〇100お△△△△	9,000kg	株式会社〇〇	使用权
6	塵芥車	〇〇100か△△△△	4,000kg	株式会社〇〇環境	所有
7	清掃車	〇〇100き△△△△	4,000kg	株式会社〇〇環境	所有
8	タンク車	〇〇100く△△△△	4,000kg	株式会社〇〇建設	借用 (株)〇〇建設
9					
10					

事務所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

駐車場の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
※ 付近の見取図を添付すること。

(2) その他の運搬施設の概要

運搬容器等の名称	用途	容量	備考
オープンドラム缶	燃え殻、汚泥、ばいじん	200L	20個
クローズドラム缶	廃油	200L	10個
フレコンバッグ	石綿含有産業廃棄物	1,000L	20枚
ポリプロピレン製容器	水銀使用製品産業廃棄物	1.3×0.3×0.15(m)	10個

3. 運搬施設の概要							
(1) 運搬船舶一覧							
	船名	船種	番号	総トン数	用途	係留港	備考
1	〇〇丸	一般貨物船	〇〇〇〇〇〇	700.0t	一般貨物	〇〇〇港	使用权
2	〇〇〇丸	一般貨物船	〇〇〇〇〇〇	500.0t	一般貨物	〇〇〇港	所有
3	〇〇〇〇〇	セメント専用船	〇〇〇〇〇〇	1,200.0t	セメント	〇〇〇港	所有
4	〇〇〇丸	一般貨物船	〇〇〇〇〇〇	500.0t	一般貨物	〇〇〇港	借用
5	〇〇〇丸	セメント専用船	〇〇〇〇〇〇	2,500.0t	石灰石	〇〇〇港	使用权
6	〇〇丸	一般貨物船	〇〇〇〇〇〇	700.0t	一般貨物	〇〇〇港	使用权
7							
8							
9							
10							
事務所の所在地		〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号					
係留場の所在地		〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 ※ 付近の見取図を添付すること。					
(2) その他の運搬施設の概要							
運搬容器等の名称	用途		容量	備考			
クローズドドラム缶	廃油、ばいじん		200L	20個			
コンテナ	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類		3 m ³	10個			

(添付書類第3面)

(3) 積替施設又は保管施設の概要

積替え及び保管行為は行わない。

※ 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。

(更新許可の場合は省略可能)

(添付書類第4面)

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

(1) 廃棄物ごとの運搬計画

○汚泥

機械部品製造業から排出される汚泥をオープンドラム缶に密閉し、キャブオーバ又は脱着装置付コンテナ専用車にて中間処理施設へ運搬する。

○廃油

機械部品製造業から排出される廃油をクローズドラム缶に密閉し、キャブオーバ又は脱着装置付コンテナ専用車にて中間処理施設へ運搬する。

○燃え殻、ばいじん

産業廃棄物焼却施設から発生する燃え殻及びばいじんをオープンドラム缶に密閉し、キャブオーバ又は脱着装置付コンテナ専用車にて最終処分場へ運搬する。

○廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（これらのうち水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

製造工場から排出される水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光灯）を専用容器に入れ、バンに積載しロープ等で固定して中間処理施設へ運搬する。

○廃プラスチック類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（これらのうち石綿含有産業廃棄物を含む。）

建設・解体工事から排出される石綿含有産業廃棄物をフレコンバッグに入れ、キャブオーバ、ダンプ又は脱着装置付コンテナ専用車にて最終処分場へ運搬する。

(2) 業務計画

当社の業務時間は、月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時までであり、休業日は、土・日曜日と祝日と定めている。

役員を含む従業員数は〇〇〇人であり、内訳は以下のとおりである。

従業員数の内訳

〇〇年〇〇月〇〇日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等 申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
〇人	〇人	〇人	〇人	〇〇人	〇〇人	〇人	〇〇〇人

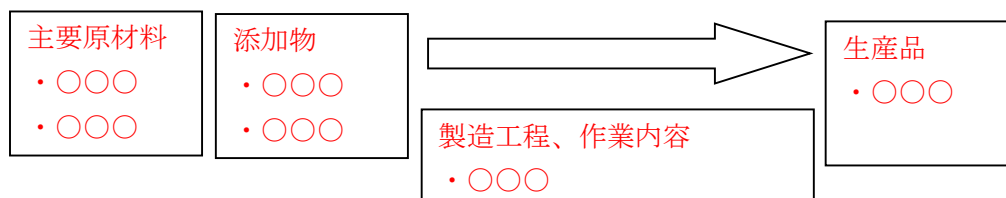
産業廃棄物の発生工程

(例1) 建設・解体工事等から排出される産業廃棄物

- 梱包材、廃ビニール、廃シート類 → 廃プラスチック類
- 鉄骨鉄筋くず、足場パイプ → 金属くず
- ガラスくず、タイルくず → ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
- コンクリート破片、アスファルト破片 → がれき類
- 泥水シールド工法から生ずる泥水 → 汚泥
- 型枠、足場材、残材等 → 木くず
- 包装材、段ボール、廃ふすま等 → 紙くず
- 廃ウェス、ロープ、畳等 → 繊維くず
- 石綿が練りこまれた壁材 → 石綿含有産業廃棄物
- 廃蛍光灯 → 水銀使用製品産業廃棄物

(例2) 医薬品製造工場等から排出される特別管理産業廃棄物

【製造フロー】



【発生する特別管理産業廃棄物】

- pH調整のための塩酸を含む廃液 → 廃酸 (pH 2.0 以下)
- pH調整のための苛性ソーダを含む廃液 → 廃アルカリ (pH 12.5 以上)
- 製造工程で使用する有機溶剤 → 廃油 (〇〇を含む)
※WDSを添付
- 製品の成分分析で発生する廃液 → 廃酸 (〇〇を含む)
※WDSを添付

5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

(1) 運搬に際し講ずる措置

- 汚泥はオープンドラム缶に入れて運搬するか、清掃車又はタンク車を使用してタンクを密閉した状態で運搬する。
- 廃油はクローズドドラム缶に入れて運搬するか、タンク車を使用してタンクを密閉した状態で運搬する。
- 燃え殻、ばいじんはオープンドラム缶に密閉して運搬する。
- 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（これらのうち水銀使用製品産業廃棄物を含む）は緩衝材で梱包し、専用容器に入れ、ロープ等で荷台に固定して運搬する。
- 廃プラスチック類、ガラスくず等、がれき類（これらのうち石綿含有産業廃棄物を含む）はフレコンバッグに入れ、他の産業廃棄物と混合しないよう荷台に仕切りを設けて運搬する。
- 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（これらのうち石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く）は、荷台に直積みし、シートで覆って運搬するか、塵芥車で運搬する。
- 石綿含有産業廃棄物は、破碎することのないよう積み込み、他の産業廃棄物と混合しないよう荷台に仕切りを設けて、シートで覆って運搬する。
- 水銀使用製品産業廃棄物は、破損することのないよう、また、他の産業廃棄物と混合しないよう、専用の容器に入れて運搬する。なお、万が一破損した場合には、水銀が漏洩しないよう、また、高温にさらされないよう必要な措置を講ずる。

(2) 積み替え保管施設において講ずる措置

積み替え及び保管行為は行わない。

(3) その他

なし

(添付書類第6面)
運搬車両の写真

自動車登録番号又は車両番号	〇〇 100 あ 11-11		
前 面 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両の前面（真正面）を撮影すること。 ・ナンバープレートが確認できること。 		
側 面 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両の側面（真横）を撮影すること。 ・名称等の車体の表示が確認できること <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p>既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」）が表示されていること。</p> <p>車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付すること。</p> </div>		
撮影		〇〇年〇〇月〇〇日	

運搬船舶の写真

船舶の番号	○○○○○○	船舶の名称	○○○丸
斜 め 前 方 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 船舶の斜め前方から撮影すること。 		
側 面 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 船舶の側面（真横）を撮影すること。 名称等の船舶の表示が確認できること。（既に許可を有している場合には環境省で定めるところの事項が表示されていること。） 		
		撮影	○○年○○月○○日

(添付書類第7面)
運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	オーブンドラム缶	用途	燃え殻、汚泥、ばいじん
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 容器等の全体が写るように撮影すること。 			
		撮影	〇〇年〇〇月〇〇日

運搬容器等の名称	フレコンバッグ	用途	廃プラスチック類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（これらのうち石綿含有産業廃棄物を含む）
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 容器等の全体が写るように撮影すること。 			
		撮影	〇〇年〇〇月〇〇日

様式第1号

業 務 経 歴 書

〇〇年〇〇月〇〇日現在

ふりがな 名 称	〇〇〇〇かぶしきがいしゃ 〇〇〇〇株式会社	代表者 の 氏 名	〇〇 〇〇
ふりがな 住 所 〒	〇〇〇〇けん〇〇〇〇し〇〇〇〇まち 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 (〇〇〇-〇〇〇〇)	電 話	(〇〇〇〇) 〇〇-〇〇〇〇

	年号	年	月	事 項
業 務 経 歴	昭和	〇〇	〇〇	有限会社〇〇〇〇として会社設立 資本金〇, 〇〇〇千円
	平成	〇〇	〇〇	増資 資本金〇, 〇〇〇千円
	平成	〇〇	〇〇	〇〇県〇〇市 住所移転
	平成	〇〇	〇〇	〇〇〇〇株式会社 社名変更
	平成	〇〇	〇〇	…
	平成	〇〇	〇〇	…
	平成	〇〇	〇〇	…
	平成	〇〇	〇〇	…
	平成	〇〇	〇〇	…
				産業廃棄物処理業許可取得歴
	平成	〇〇	〇〇	〇〇県産業廃棄物収集運搬業許可取得
	平成	〇〇	〇〇	〇〇市産業廃棄物処分業許可取得
			以上	
行政 処 分 歴 ・ 刑 罰 歴				なし

(添付書類第8面)

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法

内 訳	金 額 (千円)	
事業の開始に要する資金の総額	〇〇, 〇〇〇千円	
土地	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号 地代 〇〇, 〇〇〇千円	
事務所	鉄筋コンクリート3階建(〇〇m ²) 賃料(1年) 〇〇〇千円	
収集運搬車両	キャブオーバ1台 バン1台 塵芥車1台 清掃車1台 購入代金 〇, 〇〇〇千円	
積替保管施設	該当なし。	
調 達 方 法	自己資金	〇〇, 〇〇〇千円
	借入金	〇, 〇〇〇千円
	(借入先名)	〇〇銀行〇〇支店 〇, 〇〇〇千円
		〇〇信用金庫 〇〇〇千円
	その他	平成〇〇年〇〇月〇〇日 社債発行(発行額: 〇〇〇千円)
	増資	

備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること

(添付書類第9面)

資産に関する調書(個人用)

〇〇年〇〇月〇〇日現在

資産の種別	内 容	数 量	価格、金額(千円)
現金預金	〇〇銀行 当座 預金		〇, 〇〇〇千円
有価証券	〇〇(株)株券	〇〇〇株	〇, 〇〇〇千円
未収入金			〇, 〇〇〇千円
売掛金			〇, 〇〇〇千円
受取手形			〇, 〇〇〇千円
土 地	〇〇県〇〇市〇〇 ...	他〇筆	〇, 〇〇〇千円
建 物	〇〇県〇〇市〇〇 ...		〇, 〇〇〇千円
備 品	電話加入権	〇〇件	〇〇〇千円
車 両	ダンプ車	〇〇台	〇, 〇〇〇千円
そ の 他			〇, 〇〇〇千円
資 産 計			〇〇, 〇〇〇千円
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額(千円)
長期借入金	〇〇銀行		〇〇, 〇〇〇千円
短期借入金	〇〇銀行		〇, 〇〇〇千円
未払金			〇, 〇〇〇千円
預り金			〇, 〇〇〇千円
前受金			〇〇, 〇〇〇千円
買掛金			〇, 〇〇〇千円
支払手形			〇, 〇〇〇千円
そ の 他			
負 債 計			〇〇, 〇〇〇千円

(添付書類第10面)

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

〇〇年〇〇月〇〇日

福島県知事 様

申請者

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号

氏名 〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

様式第2号

省略添付書類一覧表

省略した添付書類の種類	省略の理由
<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業廃棄物の発生工程 ・ 運搬車両の写真 ・ 運搬容器の写真 ・ 自動車検査証の写し ・ 駐車場に使用する土地の登記事項証明書 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回申請時から変更が無いため ・ 直近の変更届出時から変更が無いため <p style="text-align: right;">など</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人役員等の住民票の写し及び登記事項証明書 ・ 法人株主の登記事項証明書 ・ 政令に規定する使用人の住民票の写し及び登記事項証明書 	<p>先行許可証を提出するため</p> <p style="text-align: right;">など</p>

(様式第十号)

誓 約 書

福島県知事様

〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日までの間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第9条の3第1号に規定する特定不利益処分を受けていないことを誓約します。

年 月 日

住 所 〇〇県〇〇市〇〇番地

氏 名 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇〇〇
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

【特定不利益処分】

- ①廃棄物処理業に係る事業停止命令（法第7条の3及び第14条の3（法第14条の6において準用する場合を含む。））
- ②廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令（法第9条の2及び第15条の2の7）
- ③廃棄物処理施設の設置の許可の取消し（法第9条の2の2及び第15条の3）
- ④再生利用認定の取消し（法第9条の8第9項（法第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。））
- ⑤広域認定の取消し（法第9条の9第10項（法第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。））
- ⑥無害化認定の取消し（法第9条の10第7項（法第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。））
- ⑦二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定の取消し（法第12条の7第10項）
- ⑧廃棄物の不適正処理に係る改善命令（法第19条の3）
- ⑨廃棄物の不適正処理に係る措置命令（法第19条の4第1項、第19条の4の2第1項、第19条の5及び第19条の6第1項）

施行規則様式第十一号（第十条の十関係）

廃止 産業廃棄物処理業 届出書 変更		
年 月 日		
福島県知事 殿		
届出者		
住所 ○○県○○市○○		
氏名 株式会社○○ 代表取締役 ○○○○		
（法人にあつては名称及び代表者の氏名）		
電話番号 ○○○-○○○-○○○○		
○○年○○月○○日付け第○○○○○○○○○○号で許可を受けた産業廃棄物処理業 に係る以下の事項について 廃止 したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条 変更 の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出 ます。		
	新	旧
廃止した事業又は変 更した事項の内容（ 規則第10条の10第1 項第2号に掲げる事 項を除く。）	車両 5台 福島 ○○の○○ の追加 など	車両 4台
変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項）		
（変更内容が法人に係るものである場合）※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更		
（ふりがな） 名称	住 所	
（変更内容が個人に係るものである場合）※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更		
（ふりがな） 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所
廃止又は変更の理由	事業拡大に伴う車両の追加のため など	
備考		
1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日（法人で規則第10条の10第3項第1号又は第2号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、30日）以内に提出すること。 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときには、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。		

施行規則様式第十七号（第十条の二十三関係）

特別管理産業廃棄物処理業 廃止 変更 届出書 年 月 日						
福島県知事 殿 届出者 住所 ○○県○○市○○ 氏名 株式会社○○ 代表取締役 ○○○○ （法人にあつては名称及び代表者の氏名） 電話番号 ○○○-○○○-○○○○ ○○年○○月○○日付け第 007○○○○○○○○号で許可を受けた特別管理 産業廃棄物処理業に係る以下の事項について 廃止 したので、廃棄物の処理及び清掃に 変更 関する法律第14条の5第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 40%; text-align: center;">新</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">旧</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;"> 廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。） </td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		新	旧	廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。）		
	新	旧				
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。）						
変更した事項の内容（規則第10条の23第1項第2号に掲げる事項）						
（変更内容が法人に係るものである場合）※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更						
（ふりがな） 名 称	住 所					
（変更内容が個人に係るものである場合）※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更						
（ふりがな） 氏 名	生 年 月 日 役職名・呼称	本 籍 住 所				
廃止又は変更の理由	事業を廃止するため など					
備考 1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日（法人で規則第10条の10第3項第1号又は第2号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、30日）以内に提出すること。 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときには、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。						

(様式第十一号)

年 月 日

福島県知事殿

住所 ○○県○○市○○
 氏名 株式会社○○ 代表取締役 ○○○○
 電話 ○○○-○○○-○○○○

(特別管理) 産業廃棄物処理業許可証再交付申請書

(特別管理) 産業廃棄物処理業許可証の再交付について、次のとおり申請します。

(特別管理) 産業廃棄物処理業の区分		産業廃棄物収集運搬業
直近の許可年月日		○○年○○月○○日 (有効期間： ○○年○○月○○日 ～ ○○年○○月○○日)
許可番号		第007○○○○○○○○号
事業の範囲	事業の区分	収集運搬 (積替え及び保管行為を除く。)
	取り扱う (特別管理) 産業廃棄物の種類	①汚泥②廃プラスチック類③紙くず④木くず⑤ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (これらのうち、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
再交付申請の理由		事務所引っ越しの際誤って廃棄してしまったため など
※手数料欄		

注1) 再交付申請の理由が汚損、破損の場合は、従来の許可証の写しを添付すること。

注2) 再交付申請の理由が亡失の場合にあっては、その経緯について具体的に記載すること。

注3) この申請書は2部提出し、福島県収入証紙300円分を併せて提出すること。